

# 平成30年第2回議会定例会会議結果

|    |           |   |
|----|-----------|---|
| 1  | 定例会・臨時会の別 | 第2回定例会  |
| 2  | 開会        | 平成30年 6月15日   |
| 3  | 閉会        | 平成30年 6月15日   |
| 4  | 会期        | 1日 (うち会期延長日なし)  |
| 5  | 議員の出席     | 出席11名 欠席 0名   |
| 6  | 議案件数      | 19件 (うち議員提出3件)  |
| 7  | 議決の状況     | (1)原案可決 11件<br>(2)原案承認 3件<br>(3)原案同意 1件<br>(4)報告済 2件<br>(5)採 択 2件 |
| 8  | 法第99条の意見書 | 2件  |
| 9  | その他       | 傍聴者 24名   |
| 10 | 会議録の写し    | 別紙のとおり添付  |
| 11 | 議案書の写し    | 別紙のとおり添付  |

平成30年 第2回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

平成30年 6月15日（金）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 本 間 秀 正 | 2番  | 川 幡 宗 宏 |
| 3番  | 原 田 弘 克 | 4番  | 志賀浦 学   |
| 5番  | 内 田 惠 子 | 6番  | 西 股 裕 司 |
| 7番  | 佐 藤 妙 子 | 8番  | 菅 原 文 子 |
| 9番  | 石 川 康 弘 | 10番 | 熊 木 惠 子 |
| 11番 | 側 瀬 敏 彦 |     |         |

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

|    |       |    |         |
|----|-------|----|---------|
| 4番 | 志賀浦 学 | 5番 | 内 田 惠 子 |
|----|-------|----|---------|

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 山 内 貢 | 事務局主査 | 光 永 晋 |
|------|-------|-------|-------|

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

|         |         |       |         |
|---------|---------|-------|---------|
| 町 長     | 三 好 富士夫 | 教 育 長 | 小笠原 正 和 |
| 監 査 委 員 | 角 畠 徹   |       |         |

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

|           |         |             |           |
|-----------|---------|-------------|-----------|
| 副 町 長     | 大 崎 貞 二 | 総 務 課 長     | 小 林 史 典   |
| まちづくり課長   | 藤 木 雅 彦 | 住 民 課 長     | 笠 原 大 介   |
| 税務課長兼出納室長 | 柏 木 英 昭 | 保 健 福 祉 課 長 | 佐 藤 由 美 子 |
| 産業振興課長    | 柿 崎 納   | 都 市 整 備 課 長 | 尾 暮 靖 志   |
| 病院事務長     | 原 田 光 一 |             |           |

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

|        |       |
|--------|-------|
| 生涯学習課長 | 浅 野 茂 |
|--------|-------|

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

|           |         |
|-----------|---------|
| 書記長（総務課長） | 小 林 史 典 |
|-----------|---------|

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員  
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
10. 農業委員長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 松田 秀則
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました平成30年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

4番 志賀浦 学議員、5番 内田 恵子議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

平成30年第2回議会定例会の運営について、去る6月8日、議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案などの概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として議員派遣承認2件、各委員会所管事務調査1件、町からは専決処分3件、平成30年度各会計補正予算2件、一般議案3件、条例改正5件、人事案件1件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は、本日6月15日から6月18日までの4日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議 長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり本定例会の会期は6月15日から6月18日までの4日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は6月15日から6月18日までの4日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして、報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成30年2月分、3月分及び4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 南幌町議会報告懇談会実施報告をいたします。本件につきましては、平成29年第1回議会定例会において、議員全員の派遣を議決して実施したものであります。これによりまち活性化特別委員会委員長より報告をしていただきます。

1番 本間 秀正議員。

本間議員

それでは、本年2月に行われました議会報告懇談会の結果を報告申し上げます。南幌町議会報告懇談会実施報告。平成29年第1回南幌町議会定例会において、議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会を実施したので、その概要を次のとおり報告します。1実施日程、平成30年2月24日から2月25日までであ

ります。2 実施内容、日ごろの議会活動を報告し町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的に、2 会場に出向き 2 日間開催した。前回開催した報告会での意見等の対応報告を行い、ワークショップ形式で、今後の町の発展について町民と意見交換を行った。3 結果、延べ 25 人の町民の皆さんの参加をいただき、会場では活発な意見交換を行い、かつ参加者にアンケート調査を実施した。今回町民から出された意見や要望等は全体で精査検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。4 まとめ、今後も引き続き幅広く町民の声とともに、議会として、情報提供・説明責任を果たし、開かれた議会を目指していくものである。以上、報告といたします。

議 長

以上で、南幌町議会報告懇談会実施報告につきましては報告済みといたします。

町 長

・4 番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

本議会定例会にあたり、4 件の行政報告を行います。初めに、農作物の生育状況について御報告します。本年度は、昨年より早い雪解けと 4 月中旬以降の好天で圃場の乾燥が進み、農作業は平年よりもやや早く始まり、耕起なども順調に行われています。また、日照時間も多く、気温も平年並みに推移したことから作物の生育も良好です。空知農業改良普及センター空知南西部支所の 6 月 1 日現在の作物状況調査によりますと、水稻は 5 月中旬に田植えが始まり、例年より 3 日ほど早く作業を終えたところです。移植後も天候に恵まれ、活着も良好で、生育はおおむね平年並みに推移しています。秋まき小麦は、雪腐病の発生は平年よりやや少ない傾向で、圃場間で差があるものの、草丈が高く、生育はやや早く進み、既に出穂も終えております。大豆、甜菜は水稻作業が順調なこともあり、平年よりやや早い播種作業となっています。キャベツなどの野菜については、早い作型で一部遅れが見られるものの、定植は計画どおりに行われ、おおむね平年並みとなっています。以上のように、今年も春先から好天が続き、作物の生育も順調に推移しておりますが、最近の低温が続いておりますので、この低温が早く終わり、今後も穏やかな天候が続き、無事に出来秋を迎えられますように関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいります。

次に、住宅展示場、みどり野きた住まいるヴィレッジのオープンについて、御報告します。去る 6 月 2 日、3 日の両日にオープニングイベントを開催し、完成した 5 棟の展示公開を行い、2 日間で延べ 1,200 人の来場がありました。残りの 1 棟についても完成次第、公開し、各事業者において、6 棟全てを建売住宅として販売を進めてまいります。今後は、住宅展示場を見学するバスツアーやスタンプラリー、各種イベントなどを通して、多くの方に来場していただき、南幌暮らしを提案する発信拠点として、町の移住定住、みどり野団地の販売促進につなげてまいります。

次に南幌高等学校について御報告します。去る 6 月 5 日開催の平成 30 年第 13 回北海道教育委員会において、平成 31 年度から平成 33 年度の公立高等学校配置計画案が示されました。計画案において、今後の空知南学区内の中学校卒業者の見込みや地元からの進学状況等により、南幌高等学校については、平成 33 年度の募集を停止し、平成 35 年 3 月末をもって、廃校とする内容が報告されました。今後は、公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、意見集約が行われますが、町としては南幌高校振興協議会と連携し、高校存続に向けて取り組んでまいります。

最後に公設学習塾の進捗状況について御報告します。小学 4 年生から中学 3 年生までを対象とした公設学習塾が 5 月 14 日よりスタートしました。現在の登録児童生徒数は 122 名で、対象者全体の約 4 割となっています。運営は、公設の学習塾で全国的な実績を持つ、株式会社トライグループに委託し、本年度は算

数・数学の授業を小中学校でそれぞれ25回実施します。児童生徒の基礎学力と学習意欲の向上、家庭学習の定着につながるものと期待しています。以上、一般行政報告とします。

議長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。順番に発言を許します。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

国は人生80年から100年時代、超高齢化の将来を見据えて制度設計、いろんな方面で議論を今してきています。その中で本町も10年後・20年後、見据えた中で、そのときの南幌のまちづくり、そのために医療と介護の連携、この関係について今回は質問をさせていただきます。町立南幌病院の存続と地域包括ケアシステムの構築のため介護医療院創設の優先的な議論。本年4月からの診療報酬改定に伴う町立南幌病院療養病床の入院基本料減算などによる経営悪化の懸念から、町長は本年3月定例会で「町立南幌病院の方向性を内部検討する」と明言されました。厚生労働省は、介護保険法を改正し、過去から議論されてきた25万床の療養病床を削減し、病床の転換、移行促進を図るため、新たに介護医療院を創設しました。近隣の自治体病院も診療所化、老人保健施設、地域包括ケア病棟、サービス付き高齢者住宅などに転換を進めてきています。今回、厚生労働省が示した介護医療院は、療養病床削減の議論の最終であると考えています。本町もいろいろな施設の検討をされると思いますが、介護医療院は超高齢化が進む本町の町民が安心して住み続けられ、医療の必要な要介護者のために、医療と介護の連携による南幌版の地域包括ケアシステム構築には必要な手段の一つであり、優先的に議論すべきと考えますが、町長の所信を伺います。

また、介護医療院は介護保険施設であり、将来的な要介護者の増加と介護保険料の上昇は避けられない課題であり、現在第7期介護保険事業期間中ですが、第8期に向けて、低所得者の保険料負担を軽減するため、介護保険料負担軽減基金を創設し将来に備えるべきと思いますが、あわせて伺います。

議長  
町長

町長。

町立南幌病院の存続と地域包括ケアシステム構築のため介護医療院創設の優先的な議論を、の御質問にお答えします。介護医療院は、日常的な医療管理やみとり・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として新設されました。さらに、医療法における医療提供施設として位置づけられ、医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設としての性格を持つものとされました。また、療養型病床の削減については、介護療養型医療施設は平成35年度末までの経過措置となりましたが、医療療養型病床については、いまだ国の方針が明確になっていない状況です。このような中で、町立南幌病院の方向性の検討を進めているところですが、病床のあり方については、本町には介護保険施設などが充実していることから、現在のところ介護医療院の創設を優先的に議論する考えはあ

りません。

また、介護医療院創設に伴う介護保険料への影響は、創設議論を行わない現段階では、見通すことは困難であり、将来に向けた低所得者の保険料負担を軽減するための介護保険料負担軽減基金の創設は難しいと考えます。いずれにしても、町立南幌病院の今後の方向性はもとより、地域包括ケアシステムの推進には、医療と介護サービスを切れ目なく受けることのできる体制の整備が求められているため、医療機関や介護保険施設と在宅サービスなどの総合的な見地に基づき、国や先進地の動向を注視しながら、慎重に検討してまいります。

議長  
原田議員  
(再質問)

3番 原田 弘克議員。

再質問いたします。国の医療制度改革、長い議論されてきておりました。社会的入院、療養病床の問題、国はもう社会保障費削減のポイントはもう医療負担、これから介護負担にもう切りかえようとしてるんです。もう医療需要よりも介護需要のほうがふえると、これはもう厚生労働省のデータでも出てます。介護需要、当然国庫負担医療もあります。大体医療各保険者の国庫負担、医療保険は約40%。介護負担の介護保険の国庫負担は公費5割ですから25%、当然社会保障費の削減は国はもう介護保険にシフトせざるを得ないんです。そして介護保険で、保険者・加入者、そして公費、国・町・道の負担、そういう形でもうシフトするしかないんです。その中で、不採算、ほかの自治体病院、さまざまな取り組み、先ほども言いましたが、奈井江はサービス付き高齢者住宅、由仁は診療所とミニ老健、長沼はもう6年前に精神病棟を廃止して老健施設をやっています。この3町は先月、私も訪問して実態を把握して、現場の事務長・職員の意見も聞いて、効果はどうなのか、どういう取り組みなのか。その辺はお伺いをしてきたところです。そういった判断の中で、今回介護医療院という、厚生労働省が長い議論の中で結論を出した。これは最終的な、私は議論・結論だと思っています。これについては、これも先月、厚生労働省の北海道厚生局に行っていました。地域包括ケア推進課長とお話をして、いろいろなお話をした中で、これはもう最終的な議論になるでしょうと。ですから介護療養病床、当然療養病床も国の制度的にはもう介護保険にシフトしていくしかないんですよ。先ほど言ったように、今回の介護医療院、医療が必要な要介護者、高齢者の長期療養、生活施設、当然介護保険施設です。答弁にもありました、医療法上の医療提供施設として、きちんとこれは法律で明記をされているわけですから。本町も将来的な介護需要と介護難民、これらの発生を危惧した中で、私は医療と介護の連携による南幌としての地域包括ケアシステム、これの構築を私は目指すべきだと。単にここ一、二年、あるいは病院の経営の問題だけではなく、将来的なまちづくりのために、私はこの介護医療院、議論をしてほしいという願いです。当然、4月の報酬改定で御存知だと思いますが、答弁にもありましたターミナルケア加算、みとり加算、これが新設されました。在宅を望む方もいらっしゃると思いますが、やはり施設で最後を迎える方も私は少なからず多いと思います。しっかりとみとりのできる体制も私は必要ではないかと、こう

思っています。要介護者・高齢者は、何かしらのやっぱり持病を持ってるわけです。その中で、やっぱり医療は絶対必要な、これはツールなわけです。町立病院には医療が必要な要介護者・高齢者のために、本町の地域包括ケアシステムの一翼を私は担ってもらわなければならないと思います。総務省の公立病院改革ガイドライン、この中にもう記載があります。介護保険事業との整合性を確保しつつ、例えば在宅医療に関する当該公立病院の役割を示す住民の健康づくりの強化に当たっての具体的な機能を示すなど、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を明らかにすべきである、というふうに書かれています。国は、答弁にもありましたように、本来であれば本年3月までの療養病床の廃止期限、6年間延長しました。私はなぜ議論を急ぐか。いろいろな資料、厚労省の出している概要ですとか、これまでの経緯含めいろいろな資料、まあ御存知だと思います。この中でも書いてございます。実質3年間、これは移行促進のための国のいろいろな優遇措置、移行措置もたくさん盛り込まれています。ことし3月に出た、4月になって各市町村出てると思います。介護医療院の人員施設設備並びに運営に関する基準、これは4月に明確になりました。その中で、人員・改修費、改修費については、これは移行の部分で、先に老健施設への転換のときの病室の1人当たりの面積緩和、廊下幅、いろんな面で緩和措置があるわけです。今回は4人部屋、最低4人部屋が療養室基準となりますので、それに対する施設の改修、本来であれば仕切りが必要ですが、家具やパーテーションで構わないと、そういうふうに言っています。人員基準、今うちの療養病床、看護基準、それからヘルパーの基準ありますけれども、現行の中で、私は体制乗り切れるというふうに思います。唯一必要なのは介護支援専門員、ケアマネですね。これに関しては兼務してもいいという判断があります。ですから看護基準に影響のない、例えば看護師長がケアマネをとってやれば、新採用は防げるということもありえるわけです。そういった優遇措置、施設についても当然食堂なり、レクリエーションルーム、このような部分は改修が必要になってくると思います。国は、この移行に際して予算的なものも創設をしております。地域医療介護総合確保基金、医療分900億円、介護分700億円。これらの30年度予算措置をされているわけです。それで、実質3年間と言ったのは、例えば今、方向性を出してやるにしても、ことし1年間方向性を示し、そしたら2年目は施設の改修、今の入院患者の介護認定、家族への説明、職員の教育、いろんなもろもろのスキームがまっています。そして、3年目で開院しなければ、新たに創設された移行加算、これは33年3月で打ち切りです。満度にもらうのであれば、32年の4月に開院しなければならない。そういった物理的な要素もあります。経営的に、やはり私は単に病院の問題ではなく将来的な、町長も医療と介護は密接な連携が必要だというふうに言っていますから。町立病院の存続に関しては、先ほど活性化委員長報告がありました議会報告懇談会、この中



でも町民から不安視をする声があります。やはり町民、特にお年寄り、やっぱりこう安心感を与えるのが、私は行政の担う役割だと思っています。介護医療院、収支的には私は大きな収入増にはならないと思っています。ただ、今現状7,000万円繰り入れしてる中で、病院を維持するための繰り入れではなく、今度は地域包括ケアシステム、医療介護と連携した中での、南幌としての地域包括ケアシステムへの繰り入れになるわけですから、私はそれであれば7,000万円が1億円になっても、私は構わないと思っています。施設の検討、いろいろされるということですが、私はスピード感を持って、町長は慎重というふうに言いましたけれども、それではいつごろその方向性を出すのか、まず1点お伺いをいたします。

2点目の保険料軽減の基金の関係ですけれど、来年消費税10月に10%になります。政府与党も、先週の新聞ですか。軽減対策を前倒しでやると、介護保険料の。そういう報道がされております。保険料の国の試算では、20年後には将来的に9,000円台になると、もう国は言ってるんです。先ほど言った、医療負担から介護負担にシフトしていくんですから。それは当然のことだと思います。その中で、前段の介護医療院の開設、見込むのは難しいと。私なりに、それはちょっと試算をしてみました。単純に30床で要介護3ぐらいの報酬で、1人1日1,000点。加算は一切みないでやった場合、総費用は年間1億1,000万円、1割負担ですから、介護保険の負担分1億円。特別会計での1号保険者の負担は22%ですから2,200万円、介護保険料、単年度で。そうすれば今、月額で約800円、1人当たり上がるという計算です。ほかの介護サービスもふえてきますので、それに伴って上昇は、本町も避けられないというふうに思っています。私は所得の低い人、これは軽減対象はもちろんやるべきだと思ってますが、問題は基準額の平準化だと私は思っています。なぜ基準額を下げる努力が必要かという、やっぱり南幌に住み続けられる高齢者の方、やっぱり要介護、介護状態になる、もう20年後には5人に1人、介護、認知症になるという時代、まあ国が言ってるわけですから。それらのやはり住み続けられるこの町に、やっぱりそういう安心感を与える。安全安心な町の一つとして、将来的に考えるべき点だと私は思ってます。町長も、第1号被保険者ですから、介護保険料を納めると思っています。ですが、65歳以上のほとんどの方は年金生活者が多いですね。その中で年金が増加しない中、保険料、それから税金、これらが天引きをされて手取りがどんどん減っていると。そういった人たちの生活、やっぱりこう不安があるわけですから。なおかつ来年消費税が上がると。私は総合計画の中にある、高齢になってもこの町に住みたい、住み続けられるまちづくり。やはりこう移住政策、確かに住宅販売も大事です。ただ、私は定住政策としても、やはりこうバランスをもっていかなければならない。平準化をして付加価値をつけて、生活の不安を解消すべきであると。人口1万人を目指すには、ふやす施策努力も必要ですが、減らさない施策努力も私は必要だと思ってます。この件に関して、町長、再考する考え、あるいは検討する考え、それらどうお考えになったか。2点目、御質問させていただきます。

町 長  
(再答弁)

原田議員の再質問にお答えします。議員いろいろ勉強していただいて、いろんな町に行っていただいておりますが、私もいろいろ聞いております。理事者の考え方と現状と、私も聞いております。その中で、どの自治体もそれぞれいろんな取り組みをしながら、取り入れているわけでありましたが、なかなか好転をしてないというのが現状であり

ます。まして国もまだ定かではありません。ですので、私ども議論は進めさせていただいておりますけれども、それらを見ながらやらざるを得ないと。そんなことからいくとやっぱり議員も言ってたように、3年ぐらいがめどかなというふうに私も思ってるから進めているところであります。よそと違うのは、うちには民間にいろんな施設がある。ですので、それらも当然頭に入らなければ、やらなければならない。なければ、町が独自でやらなければならないかもしれませんが、現在待機者もいませんし、そういう意味も含めて、これから民間でも活用が、かなり考えていただいている部分もありますので、それらを含めながら、私は議論をしていくべきではないかなということをやっております。

介護保険料の基金を積み立てると、介護保険の会計を見ていただければ、厳しいというのはわかっているかと思います。どちらにしても積むということは、どこからかお金を用意しなければ基金になりませんので、そんな状況でありますので、私としては今のままやっていくしかないのかなというふうに思ってますし、介護医療院いろいろ言っていました。私の試算ではもうちょっと上がるなど。1人当たりの金額は、以前グループホームのワンユニットでも相当上がる、皆さんにも若干お知らせをさせていただきましたけど、そのことも踏まえていきますと、そういう部分がこれからまだまだ上がっていくんだろうなど。国は、保険はそれぞれ保険の中で賄いなさいということでもあります。例えば介護保険で町の一般会計を取り入れると、いろんな保険がございまして、そこにも影響があるのではないかなど。そんなことも含めて、いろいろ検討させていただいておりますし、今の町立病院の施設の中でどういうふうに回収できるか、私なりに職員に確認をさせていただいておりますが、国の基準でいくと相当お金をかけなければならない。そんなことも含めていきますと、そんな簡単にきょう言ってきょう変更するって話にはならない。ですので、いろんな情報もいただきながらやっていかなければならないというのが現状かなというふうに思っておりますので、また議員のほうからもいろいろ提案いただければと思っておりますので、否定はしておりませんが、いろんなことの総合判断をさせていただかなければ、この問題は非常に、後で後世にやっぱり残るだろうと。なので慎重を期する、そういう意味でお答えをさせていただきたい。

原田議員  
(再々質問)

慎重、まあ町長、慎重は確かに必要かもしれません。ただやはり、今住宅フェアもやってる中で、やっぱりこう南幌町っていう知名度、「なんと！南幌」もそうです。やはり注目されてるところで、そしたら南幌は一体どういう町なのかっていう、私が仮にきた住まいのヴィレッジに来たときに、単に住宅だけの問題ではないわけです。この町どういった町、住んでどういった保険、どういった負担がかかる、それじゃあ年を取った時にこの町住めるのかっていう、そういうふうに考えますよね。老後のことを心配する。まあ基金の関係もそうですけれど、やっぱり家庭も教育資金、将来の老後資金考えて、積み立て、少しでもしていくと。そういった面で、みんな苦勞してるんですね。行政がやはりそういう段階になったときにどうするか。私は人口1万人目指すのであれば、やはり移住施策、それから定住施策、これは施策は連動していかなきゃならないんです。そして、その施策に伴う事業、各事業を連携させなきゃならない。単なる一つの事業・施策じゃなくて、そういう思いで私は相乗効果で、この知名度、南幌という町はこういう町です。住みやすい・生活しやすい町だよと言ってもらわなければ、そういう町でなければ人口1万人、なかなか僕は厳しいと思います。それで、再々質問いたします。それで検討の中で、3月町長、議会と相談しながらというお話をされ

ました。今までに、全てが決まってから議会に説明あった分、そういうのもあります。しかし今回は町立病院の問題、プラス医療と介護連携の問題、これやっばり町民にとって、これから住み続けたいと思う高齢者のために、しっかりとやっばり僕は議論しなきゃならないというふうに思っています。その中で、どういう方向かわかりませんが、まず議会と相談する段階では、方向性をまず示していただくこと。そうしなければ、議会も丁寧な議論していきません。きちんと方向性を出し、詳細の部分は次の段階で私がかまわない。最初の段階で方向性を出して、こういう方向で町は議論していきます、わかりました、そしたら議会もそれに沿って検討していきます。当然、総務委員会、活性化委員会、場合によっては特別委員会で議論することもあり得るかもしれません。そういうふうに、まず方向性を町も議会も共有した中で議論を進めていって、そして丁寧な議論をして、これが僕は大事だというふうに思っています。そして、最終的に町が改修も含め、いろいろな事項もあると思いますが、それらの提案されたプランに対して、しっかりと議会としてもイエスカノーを言わなくてはならない。そういう場が私は来ると思っていますので、そういう議会の提案、示す方向性について、2段階で示す考え、町長おありなのか、これ1点だけお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

原田議員の再々質問にお答えをいたします。この問題は非常に難しい問題で、今きた住まいるヴィレッジで若い人を呼び込もうとしている。その人方は、南幌町はフルセットサービスができるんですかと。年寄りのことばかり考えてませんかという事も聞かれています。ですから、全部の世代を対象にして私は議論をして、最終的にどういうふうに判断するかは、またこれは別として、いろいろなものを入れながら、そして方向性を出したい。当然、議会の皆さんにも、ある程度そういうふうに方向性が定まれば、決定ではありません、方向性が定まった時には、お示しをさせていただきたい。それは先ほど言ったように全部いろいろな物を考慮しながら、それはお年寄りの部分も当然そうです。若い世代は若い世代の感覚があるから、それらを含めながら、町としてどうあるべきかというふうに思っております。また、国の動向も当然注視をしなければ、うちの財政だけではなかなか難しい。どの方向性にやるにしても、当然国の力も借りなければなりません。あるいは北海道の力も借りて、私はやるべきだというふうに思っておりますので、それが固まり次第、また皆さんにお示しをさせていただいて議論をさせていただきたい。そんなふうに考えております。

議 長  
熊木議員

以上で原田 弘克議員の一般質問を終わります。

次に10番 熊木 恵子議員。

町長に2問質問いたします。1問目です。新しい人の流れをつくる道の駅建設について。南幌町みどり野きた住まいるヴィレッジが6月2日オープンしました。北海道、北海道住宅供給公社、南幌町が共同で推進し、住宅事業者のきた住まいるメンバーである建築家と地域工務店がコラボしてセレモニーが開催され、町内外から多くの方が足を運び賑わいが見られました。先ほどの町長の報告の中でも1,200人っていうふうに報告されています。この事業の成功が町の将来を左右するのではないのでしょうか。まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標2では、重点課題として観光を中心とした強力なPR、知名度向上、交流人口の拡大と移住への流れづくりが掲げられています。近年は、遊水地事業、地域高規格道路、内定ではありますが北広島市の日ハムボールパーク構想と、本町を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。今までも、道の駅については同僚議員が質問をしてきましたが、今こそ取り組む時期ではないのでしょうか。昨年11月に行われた議会報告懇談会の中でも、我が町に道の駅をつくってほしいという声が出されました。昨年からビューローの新たな活用で試行錯誤が続けられていま

すが、中央公園を拠点として新たな人の流れをつくる道の駅建設に着手する時ではないでしょうか。個人農家の野菜直売所も定着してきており、さらに魅力のある町、立ち寄ってみたいくなる町、そして住んでみたいくなる町へと発展させていく施策と思いますが、町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

新しい人の流れをつくる道の駅建設についての御質問にお答えします。みどり野きた住まいるヴィレッジのオープンをはじめ、遊水地事業、道央圏連絡道路などの事業が順調に進捗しています。特に、日本ハムファイターズ新球場ボールパーク建設地として北広島市が内定を受けたことにより、道央圏連絡道路の開通とあわせて、本町を往来する人の流れが大幅に変わることが予想されます。この機会を本町への誘客につなげる契機と捉え、観光や地域の振興、移住定住の促進、知名度向上など、道の駅を含めた地域活性化拠点施設設置の可能性を検討するため、職員レベルによる、ボールパーク構想に伴う誘客政策検討会を5月末に立ち上げたところです。今後は、この検討会の結果や財政負担などを考慮しつつ、議会や町民の意見を踏まえ、最終的な判断をまいります。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。今、思いがけないというか、ボールパーク構想に伴うということで、検討委員会が立ち上がったってところで、まずその検討委員会が出された意見とか、またその検討委員会を立ち上げる過程でどのような意見とかがあってこうなったのかってということ。

それから今後の計画も含めて、その辺を少し伺いたいと思います。私も先ほどの原田議員の質問の中でも、やはり自分たちの町がやっぱり住みやすいついていうか、本当に住み続けられるっていう町、それをつくるために、みんないろんな意見を出しながら頑張っていると思います。先ほど質問の中でも話しましたが、道の駅をつくってほしいという願いは、もう随分前から出されていて、なかなか今まではビューローを拠点っていうか、そういう形での質問とかが多かったと思うんですけども、クリアすることがたくさんあって、なかなかそれは実現に至っていなかったと思います。でも昨年からはビューローの活性化っていうことで努力をして、いろいろこう試行錯誤しているんですけども、新たに今、町がどのように変わっていくのかっていうところにあることから、大事なことだなどと思っています。それで町民の方がその意見を寄せた中には、何もその大きな華々しい道の駅っていうことではなくても、自分の町にそれがあっていうことで誇れるっていうか、旅行とかしても、あと自分の実家とかに行ったときに、すごく小さいところだけけど道の駅があるって、その情報発信とか、その観光の発信とかに役立っているっていうことなどが出されていきました。道内の道の駅は現在登録数で114カ所あるとされています。179市町村ですから約3分の2、規模や特色もさまざまだと思います。やっぱり南幌を売り出す企画としては必要ではないかなと思います。私も先日のきた住まいるヴィレッジのセレモニーにも参加しまして、先ほどの、1,200人も来たとは思っていなかったんですけども、やはりいろんなこういうイベントを企画して、人の流れはすごく多かったと思います。それから中央公園は、今看板とかも新しく設置されたりして、少しずつ町の中で、ここにはこういう施設があるということとかも、そういうサインで示すような形によくなってきたかと思っています。それからツルハができたり、ニコットが以前にできたりということで、やはりふだんの人の流れっていうものも今までよりは活性化されていると思います。ですから、そういうことを考えるとぜひ検討していくべきだと思って質問したんですけども、今そういう検討会が立ち上が

議 長  
町 長  
(再答弁)

ったってということなので、ぜひその中身をお聞きしたいと思います。

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。以前から道の駅の話をしていただいたときに、うちの町としてどうあるべきかというふうを考えながら進めてきたところでもあります。うちにはビューローっていう施設もあります。これを皆さんからいろいろ使い方等々で言われているわけでありまして、ようやくいろんな形の中で少しずつでありますけれども、いろんな場面で私は進歩してきていると思っております。そこで、道の駅と私は限定をして立ち上げたわけでありません。今、質問にお答えしたとおり、うちに今いろんな事業が展開をしているところでもあります。そして、北広島市のボールパーク構想、これはまだ決定ではありませんが、決定になってやるんじゃないや遅くなるだろうということ、せっかくそこに野球で言えば3万人規模の観客が来るだろうと。それで道央圏連絡道路、これができたときに、道央道・道東道を使って来られる方が私は相当多くなるんじゃないかと。そして高規格道路ができたらうちから10分ということでもあります。それで、そういうお客さんをただ指くわえていいのかどうか。せっかくうちの町を通る方々がふえる可能性が非常に高くなってる。そんなことから、うちの町として何ができるか。何が、皆さんに寄っていただけることができるか。そんなことを含めて、道の駅と限定したわけではありません。私はどんな方法でもいいから、いろんなことができる可能性を探ろうと。そして、うちの町には、ほとんど農地があります。いろんなものをつくるにしても、農地の転換も当然出てきます。ですので、それらのことを考えますと、ゆっくりしているわけにはいきません。ボールパーク構想は5年ありますけれども、そういう手続上のいろんな問題を考えると、今進めていかないと私は遅れていくんじゃないかなということから、ぜひ多くの方々が、道路を通る方がふえるだろうということも想定をして、うちとして何ができるか、何を必要とするか。そんなことを職員がどう考えるか。当然いろんなところの視察も考えていただきたいし、いろんなところの成功事例、あるいは失敗事例がありますので、そんなことも含めながら、どれがいいのかなということいろんな角度から探っていくべきではないかなと。せっかくいろんな道内からいろんな人が来られるとすれば、南幌がここにある。南幌に来たらこれがある。南幌に来たらこういうことができる。そんなことも可能ではないのかなということから、今回、職員による検討会を立ち上げさせていただいて、今検討が始まったところでもあります。内容については、道の駅と先ほど言ったように限定してわけではありません。何がうちにとって一番いいものができるのかということから、今始めさせていただいていますので、おいおい形がある程度何点かなれば、また皆さん方と御相談をしながら、検討していきたいというふうに思っております。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。なんか今町長の答弁を聞いていて、すごく一致点が見られたかなと感じます。その検討委員会はまだ立ち上がったばかりなので、まだ詳細が今後の計画も含めてまだ出てないのかもしれないんですけども、町長が今言われた道の駅に限定しないっていうことは、ある程度の施設の中で複合的にいろんなことを考えられるような施設をつくらうというような計画なのか。その辺がもしまだこう決まっていなくても、何かそういうような見通しがあるのであれば、それをちょっと示していただきたいと思えます。

また、今職員で検討委員会が立ち上がってるってことですが、そこ

に町民の意見だとかいろいろそういう団体の意見だとかを聞くような機会を持つ考えはあるのか。それも伺いたいと思います。

私もこの南幌は先ほど町長も言われたように、本当に地理的にはすごく便利なところにあります。ですから南幌を本当に通過してしまうだけではなくて、寄ってもらって見てもらって、そしてうちの町がどんなことしてるのかっていうことで、できればやっぱりここに住んでもらうっていうところまで結びつけられれば、本当にいいなと思っています。先ほど、今2点お聞きしたいことと、それから町をどのようにPRするかっていうことで、農家の直売所が今すごく充実してきていて、何曜日はここが休みだけでもここが開いてるとか言って、くると回っていく方もいるんですよ。ですから農家さんがすごく頑張っていて安心できるおいしい野菜をつくっているっていうところで、やっぱりそれも集約できるような形、そういうことにつながっていくのか。

それからその複合的な、いや複合的とは町長おっしゃらなかったけれども、道の駅に限定しないっていうことは、ほかにどういうことが考えられるのか。それも、まだわからないかもしれないんですけども、やっぱりその職員からこういう検討委員会が立ち上がったということは、やっぱりいろんな案を持ち寄ってやられたと思うんですよ。以前戦略チームというところでいろいろこう意見出し合って、189項目でしたかね。その中ではやっぱり、こういう発想で若い職員を含めていろいろこう考えてるのかっていうことでは、すごく頼もしく感じました。だからそういうことがベースになって、こういう検討委員会が立ち上がったかと思うんですけども、今わかっている範囲で、また町長の希望としても、こういうことになっていのがあれば、示していただきたいのと、それから高規格道路の関係でも以前同僚議員が、直売所っていうか何かそういうことを、ただその通過させないということで質問したかと思うんですけども、場所も含めて、私は中央公園のあたりがすごくにぎわっているということで15線を起点に思ってたんですけども、その辺の場所のこととかまで、その検討委員会の中では出されているのかどうか、それを伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。職員には私の思いは伝えてあります。ただ、それを限定しちゃうと発想は絞られちゃいますので、私はこういう思いで、考えてもいいんじゃないかということで、あまりお金の話もしてません。いろんなことが可能だろうと、行政だけでなく民間の力も借りるのも必要なと。そんなことも含めて、いろんなものをとりあえず構想として出してくれというふうにしてあります。それは、先ほど言ったように我が町にとって一番いい方法を選ぶわけですから、そういう思いで、職員の方には提案をしていただきたいということで、あんまり限定つけちゃうと、こじんまりまとまっても私はよくないと思っておりますので、広くいろんな発想で、まずは出してみてくださいということでお話をさせていただいております。

直売所の話も、今熊木議員から当然、それを含めてお話をさせていただいておりますけれども、ただ、直売所のやってる方的人数っていうか、農家さんがもう限られてます。そのことも十分考えながらやら

なければいけないなど。うちの町で今直売所やってるけど、ほとんど同じ方が曜日が違うだけで、同じような人が出しています。最近はこの直売所を見に行っていただけでも、自前で賄えなくてよそへ買い出しに行っ、近隣の町も非常にそうやって苦労されておりますので、だから直売所や何かに限定を私はしておりません。いろんなことを考える機会だと。それは将来の我が町に大きな影響がある。ですから、ある程度構想をフリーにしなが、練っていただこうと。ある程度形、何点かになってくれば、これは議会の皆さんにも当然相談をさせていただきますし、議会の皆さんと相談すれば、町民の皆さんの御意見も伺う機会をつくらなければならぬなど。当然お金のかかることもありますので、また物をつくっても人が来ない、あるいは経費がかかって困ったというふうにはしたくはありませんので、ある程度の町民の皆さんも議会の皆さんも理解を得なければ、私はできないものというふうに思っておりますので、そのことも含めて、まずは大きな発想、夢を描いてつくってくださいと、考えてくださいという話をさせていただいているところです。

町も同じように、全部町内でどこがいいのか限定しないで、想定される部分はあるんですが、そこに想定するんじゃなくて、また違うところにした時にどうやって誘客をするかっていうことも含めて検討しますので、場所もフリーにして、こういう施設ならどこがいい、こういう施設ならどこがいいっていう発想ができるようにさせていただいておりますので、限定はしてません。

議長  
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

2問目に移ります。南幌町治水感謝のあり方について伺います。本町は開拓のころから毎年のように洪水が発生し、苦労をしながら水と闘ってきた歴史があります。平成28年11月、夕張川新水路完成80周年メモリアルシンポジウムが札幌で開催され、壮大な治水事業が行われたことを改めて学びました。毎年7月1日を治水感謝の日として式典が挙行されており、当日は関係者が集い、先人たちへの献花が行われています。近年、自然災害が猛威をふるい、全国各地で事故や大災害が頻発しています。災害の歴史を胸に刻み、後世に伝えていくことが重要であると考えます。これまでも、広報紙への掲載や、治水感謝式当日はパネルで事業の概要や治水効果、当時の工事関係者の尽力などが紹介されていますが、もっと多くの町民に関心を持っていただき、参加できる内容にしていく必要があると思います。そこで、三重緑地公園に保原元二技師の胸像と治水感謝の碑が建てられていますが、遊友館を保原元二技師の所有品展示や、映像上映会などを行う常設展示ギャラリーとして活用してはどうか伺います。

議長  
町長

町長。

南幌町治水感謝のあり方についての御質問にお答えをします。開拓から水害に悩まされた本町が、夕張川新水路の完成により、大きな発展を遂げてきた背景には、先人のたゆまぬ努力と功績による賜物と改めて敬意を表するところです。現在、治水感謝式については、毎年7月1日の治水感謝の日に、関係者の方々の出席のもと、治水事業にかかわった多くの先人たちへの感謝の意を捧げる行事として執行しており、今後も現行の中で継続したいと考えます。また、旧夕張川の氾濫の歴史や水害克服の先駆者たちの功績を後世に残し伝えるため、町広報での掲載、生涯学習センター郷土資料室における「水害とのたたかい」のコーナー展示、リバーサイド遊友館1階での夕張川治水事業の歩みと題した治水事業の歴史の掲示など、町民を初め本町を訪れた方々に、水害の歴史や夕張川新水路について

議 長  
熊木議員  
(再質問)

知っていただくよう取り組みを行っているところです。遊友館での常設展示については、3階の展望室の活用が想定されますが、管理人が1階に常駐しているため、貴重な展示品の盗難防止策など、施設管理上の問題から判断して難しいものと考えますが、生涯学習センター郷土資料室において所有品の展示を行うなど、資料の充実を図ることにより、水害との戦いの歴史を次の世代へしっかりと継承できるものと考えます。

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。私は南幌町外から南幌に嫁いできたので、本当にその歴史っていうところでは、深く深くは知らなかったんです。それで、かつては7月1日、治水感謝祭という形で行われていて、すごくにぎやかだったって話だとか、学校も休みだったという話も聞いたことがあります。だんだんやっぱり風化してしまうってことで、今自然災害が本当にいろんな形で、もう予想つかないぐらいの形で猛威を振るっているってことでは、常にその歴史を胸に刻むということはすごく大事なことだと思っています。それで現在は、今町長は答弁の中で現行の中で継続したいということでしたけれども、どのような方に御案内しているのかっていうことで、先にお聞きしてきました。そしたらいろいろ農業委員会ですとか、区長さんですとかいろんな関係者とかに御案内してるってことで、総数80名っていうことで伺っております。緑地公園のところで感謝式をしますけれども、たまたまことしも日曜日で昨年も日曜日だったかと思います。今あそこはキャンプされる方がすごく多くて、当日もやはり何をやっているのかってことで、興味を持ちながらキャンプをしている方が見られました。それで1回当日テントを張って、その中でパネルとかいろいろ説明されてて、治水感謝式に参加した者はそれを見ることができるんですけども、やっぱりそれを一日限りはもったいないなと思っていました。今、遊友館の1階に展示されていますけれども、やはり広報でも取り上げられますけども、なかなかそこにわかって足を運ぶって方も数少ないかと思うんですよね。それで、もっと案内する層を広げるっていうか、例えばですね、町の功労者だとかいろいろこういろんな形で広げるっていうこととか、あと小学校とかでも教育の中で、町の歴史をどのように学んでいるのかっていうところで、南幌町の社会科の副読本、この中でも町の水害の歴史ということで昔から今へ続くまちづくりっていうことで取り上げられています。この副読本のほかに、秋の学芸会っていうか、そういう中で高学年が劇とかにして、その町の歴史を、ってやったことがあると思うんですけども、それ以上に町の歴史を子供に伝えていくってような工夫っていうか、そういうのが必要ではないかなと思うんですけども、例えば治水感謝式に、高学年なら高学年とかって形で招待というか、そういうような形で、教育のことでなかなか町のことを介入していくってのは難しいかもしれないんですけども、やはり歴史を伝えるってことは大事なことから、そのような取り組みっていうのもやれないものかどうか。その辺のちょっとお考えも伺いたいと思います。



また、このメモリアルシンポジウムを札幌でされたときに、映像で残されたものを見ました。それによると本当に私なんかは全く知らなかった、その保原さんって方のやっぱりすごい熱意っていうか、その当時の大変な、苦労しながらつくっていったって、それで今町が、農業もこんなふうには素晴らしい形になっているということでは、もっとももっとこう知らせる必要があるかなと思うんですよね。そこで遊友館の3階を活用して、何かできないかっていうことで質問したんですけども、やはりその管理上とか難しいのではないかっていうことの答弁でした。だけれども、常設のそういうギャラリーっていう形にすると、やはり関心を持って行ったり、郷土資料館とはまた別に町の歴史を学ぶ一つとして、郷土資料館、生涯学習センターにあるものはあるものとして、またもう1カ所って形ではできないのではないかなと思います。

それから1年中開催するということではなくて、期間限定っていうか、その治水感謝式の前後っていうか、そういう形でやるということも可能ではないかなと思うんですけども、その辺の工夫っていうものができないかどうか、それも一緒に伺いたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。子供たちに歴史を伝えるというのは大事なことで、既に4年生・6年生で総合学習やいろいろな授業でやっていただいておりますので、私はそういう部分で十分ある程度いつてるのかなと思っております。それで遊友館の常設というのは、私は非常に難しいと思います。やはり貴重な資料ということでありまして、南幌町の歴史を見ていただくというのが、水害の闘いも当然ですが、やっぱりぼろろの郷土資料館は非常にいろんなものがありますので、それを見ながら水害の歴史をやっていただければ、見ていただくのが一番いいのではないかなというふうに思っています。うちの歴史っていうのはいろんなことがあったわけでありまして、それも見ていただくためには、非常にいいのではないかなというふうに思っています。映像はうちの治水感謝式で、あそこでも同じ映像を流してたんですが、皆さんに見ていただいたんですが、なかなか見ていただけないのが現実であります。ですので、そういうのも工夫しながらやっていかなければなりませんし、遊友館の展示物についても可能な限りあややって1階に置ける物は置かせていただきながら、管理をしていただくっていうことでやっていますので、ぼろろをうまく活用しながらやっていきたいと思っております。また、治水感謝式については、町民の中にもいろんな興味を持っていただいている方がおりますので、広報やら無線やらいろいろな活用の仕方が今後でもできるかなと思っておりますので、その検討もしながら進めていきたいと思っておりますが、過去の歴史からいくと、そうやって手を広げてずっと、バスも用意したんですけどもだんだん参加者が少なくて、関係者の御案内の方々が中心でやっているのが現実かなと思っております。改めてまた、町民の皆さんに知らせるという意味で、そういう広報とかを使いながら進めていくのが、過去のやっぱり、今あるのは過去の歴史があつてここにあるっていうことを町民の皆さんに見ていただくということで、ぼろろの展示をうまく活用していきたいなというふうに思っています。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。検討していくことで、工夫もしていくってことの御答弁いただいたんです。それでやってほしいですけども、ぼろろのところ郷土資料館で、いろいろ歴史がありますから、それ

を見ることはもちろん大事だと思います。ただ、やっぱり三重緑地公園に胸像もあって碑もあるってところで、やはりやっぱりそことつなげた形の展示スペースというのが必要ではないかなと思うので、そこは引き続き検討をしていただきたいと思います。

それから、町民にも呼びかけるところで、以前広報にも見開きにわたって水害の歴史ってことで出されて、やっぱり関心を持つ人は関心を持って見てると思いますが、映像で残しているドキュメンタリーの映像ね、治水感謝式の前後っていうかそういうところで、町民に映像で見る機会っていうか、やっぱそういうものがあつたらいいかなと思うんですよね。それでそういうものをできないかどうか。それをちょっと1点伺います。

それから、区長さん区長会、毎年1月から新しい区長さんで区長会でいろいろ町の取り組みとかいろいろされるんですけども、その区長会のどこかの1回を利用してっていうか、そういう中で新しい区長さんとか、その町外から来られた区長さんとかもいらっしゃるので、そういう人方にも歴史をとということで映像を見てもらうとか、そういうような機会をつくるのができないのかどうか、それを伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。展示・放映の場所等々、あそこの胸像の前ではなかなか難しいかなと。あるいは先ほど言ったように遊友館ではなかなか難しい問題かなと思います。しかし、ぼろろの資料館ではそういうことも可能かなというふうに、私も今職員のほうも可能ではないかっていうことで検討できないかっていうことで今話しておりますので、映像として流せるように、職員立ち会いになるかと思いますが、そのことも当然考えていきたいし、今年防災フェスタまたやりますので、その時もそういうふうな流れができるように、やりますよと、あるいは上映してますというようなことも含めて、検討していきたいなというふうに思っておりますので。また、区長会にはそれぞれまたお話をさせていただいて、議員からこういう話もありましたということも伝えながら、歴史はやはり見ていただこうかなというふうに思っておりますので、それぞれ進めていきたいなというふうに思います。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

場内時計で11時まで休憩をいたします。

(午前10時47分)

(午前11時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

最初に教育長に御質問いたします。児童生徒の読書に親しむ環境づくりは、最近の情報メディアの発達と普及により、読書に親しむ機会が減少しています。教育委員会では、南幌町の子供たちの豊かな読書活動を強く願い、本町の読書環境の整備を進めることを基本理念として、南幌町子どもの読書活動推進計画を策定し、ブックスタート事業を初め、多くの事業を進めています。そこで3点伺います。

1、現在ぼろろの図書を、町内公共施設や学校などで読んでもらえる、ふるさと巡回文庫がありますが、新たにスポーツセンターや改善センターなどに設置して、より充実させる考えは。

2、現在、夕張太ふれあい館でぼろろの図書が返却できるようになりました。ネット検索が可能になったことで貸し出しも可能にならないかとの住民の声もありますが、取り組む考えは。

3、新しい読書の楽しみ方の一つとして、ビブリオバトルがあります。これは数人が集まり、自分が感動した本を発表し、その中から一番読みたくなった作品を参加者が決めるといふ、本の紹介コミュニケーションバトルゲームです。現在、全国の小中学校や図書館でも多く取り入れられているものですが、本町でもビブリオバトルを取り入れる考えは。

議長  
教育長

教育長。

児童生徒の読書に親しむ環境づくりは、の御質問にお答えします。

1点目の御質問については、スポーツセンターや改善センターの来館者は、少年団活動や部活動、文化・芸術活動などの目的を持った利用であり、読書や本を借りるといふ利用の状況ではないことから、図書の設置については考えていません。なお、町としては、生涯学習センター図書室を読書活動の拠点施設として位置づけていることから、利用促進に向けてさらに取り組んでまいります。

2点目の御質問については、夕張太ふれあい館では、ふるさと巡回文庫により年間1,500冊を配本し、貸し出しを行っていることや、小学校においては代理貸出事業として、児童が学校図書室のパソコンにより生涯学習センター図書室の本をネット検索により予約し、小学校での受け渡しを行っていることから、ふれあい館での貸し出しは考えていません。

3点目の御質問については、活字離れが叫ばれる中、ビブリオバトルは新たな読書の楽しみ方として広がりを見せていますが、実施に当たっては、読者の読解力はもとより想像力や表現力が必要であり、児童生徒を対象として普及するには、コミュニケーション能力が求められます。現在、子ども読書活動推進計画に基づき、昨年度より、小中学生を対象とした読書感想文コンクールを実施し、本を読む楽しさを知り自分の感想や考えを伝えることを目的とした取り組みを行っていることから、現段階においての実施は考えていません。

議長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

ただいま答弁いただきまして、全て考えていないということで、大変残念に思いました。今、子供たちを取り巻く環境というのは、時間の制約された生活を余儀なくされていると思います。その中で、少しでも読書環境をふやすことはできないかといういろいろ考えました。今の御答弁なんですけれども、巡回文庫、本は図書室で読んでくださいという、そういうお答えになるんじゃないかなと思うんですけれども、先日ですね、小学校の朝授業の前に学校に行く用事がありまして、あるクラスの光景を目の当たりにしました。それは何人も児童が自分の席や廊下で、座り込んで真剣に本を読んでいるんです。それは巡回文庫の本でした。1人の生徒に本が好きなんですかって聞いたところ、目の前に本があるので少しの時間でも読めるから楽しい、そのように言うておりました。本当にこのように、身近に興味のある本があって、目につくところにあるということは、読書の機会がふえるんだなと、そのように私は感じました。それで例えばですね、スポーツセンター

や改善センターでは、少年団の児童も多く出入りしておりますし、好きなスポーツの専門誌がそこにあれば、待ち時間などに興味を持って読んでもらえます。少しのスペースでも十分だと思うんですね。例えばあいくるでも1階に絵本や料理の本があれば、親子で本に触れるきっかけにもなると思います。その場所にあった図書の配置を考えると、また本を読むという環境づくりになるんじゃないかなと思います。御答弁の中で貸し出しはできないということだったんですけども、私も貸し出しはしなくてもいいと思います。閲覧で十分だと思っております。閲覧であればできるのかどうか、そのこともお聞かせください。

それと、ふれあい館なんですけれども、今返却もできるようになりました。住民の方からも大変喜ばれております。それで、ふれあい館で貸し出しができるという、ぼろろの図書の貸し出しができるということは、夏休み・冬休みでも夕張太地域の子供たちが、本当に本を借りやすくなると思います。返却ができるということは、貸し出しもできるというように考えるのですけれども、できることであればやっていただきたい、そのように思います。

それと3番目のビブリオバトルなんですけれども、初めて耳にする方も多いのではないかと思いますけれども、これは全国的に今取り組まれている、小中学校、それと図書館で取り組まれています。結構ブームになっております。これは学校図書館などで事前に決められた代表の発表者が、それぞれおすすめの本を持ち寄ってですね、1人数分程度で本の評価を行い、この本はいいですよ、ぜひ皆さん読んでくださいと。その後、参加者から質問を受けます。そして最後に、誰が紹介した本が一番読みたくなったかを決めるものなんですけれども、このビブリオバトルの効果としてはですね。教育の基本である、読み・書き・話すという能力を得られるということです。読むだけではなくて発表し訴えることでスピーチ能力が向上し、コミュニティー開発の力がつきます。これは全国大会まであるので、本町の児童生徒の限りない可能性を引き延ばすためにも、これは有効な手段ではないかと、そのように考えておりますので、ぜひとも教育長のお考えをお聞きいたします。

議長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。まず1点目のスポーツセンターあるいは生涯学習センターでの閲覧が可能かどうかということでございますけれども、私が思うにはですね、やはり自分の待ち時間等で好きな本を読みたいということであれば、当然いろんな種類の中から選んで読む子たちになろうかなと思います。であれば、学校の図書室、あるいはぼろろの図書館のほうで、たくさん種類ございますので、その中で本当に自分が興味ある、読んでみたい本を2週間の貸出期間がありますから、その中でお借りしていただいて、使えばいいのではないかとこのように思っております。

それから2点目のふれあい館、これについても全く同じことですね、やはり夏休み・冬休み、当然長期休暇中の中での本ですから、先ほど答弁申し上げました読書作文コンクールもそうですし、いろいろな本が新刊どんどん入れておりますので、そういったものを、むしろ

教育委員会としてもPRしながらですね、子供たちに図書室のほうへ足を運びいただける方策をとっていこうというふうに思っております。

それから3点目のビブリオバトルの関係でございますけれども、ビブリオバトルについては、京都大学がそのゲームの発祥ということで掌握しております。主に大学ですとか高校のほうで非常に普及されているということでございますけれども、その学校の教育レベルに達した学生さん同士であれば、それはよろしいかと思うのですが、小中学校のようにですね、学年の中で学習の習熟が必ず一致しているわけではございません。また、表現の仕方がですね、得意な子もいれば不得意な子もいるわけでございます。本来、読書はスポーツと違って、私は勝敗のつけるものでは何もないというふうに思うところでございます。子供たちにスピーチによってですね、そういう勝敗をつけさせることによって、本が嫌いになったり、あるいは図書への関心もなくなることが懸念されるのではないかと思います。子供たち同士の発表や審査で、どの本がおもしろいかとか、おもしろくないかという、本の内容自体を決めてしまうことにもなりかねないのかなと思っております。ですから、安易に導入には厳しいのかなというところでございます。そのようなことを考えますと、先ほど答弁申し上げましたように図書室の利用促進、それから読書の習慣づけを行うことが第一優先で行わなければならないことかなというふうに思っているところでございます。

7番 佐藤 妙子議員。

議長  
佐藤議員  
(再々質問)

再々質問させていただきます。今、教育長から御答弁いただいたんですけれども、小学生ではなかなか厳しいのではないかという、そういうお話もありますけれども、2018年には千葉県の花野井小学校で小学校2年生がビブリオバトルをですね、開催して、小学校2年生でもできるんだなっていうことを感じました。また、平成30年の北海道子どもの読書活動推進計画の中で、このビブリオバトルは重点項目に上がっております。上がってるっていうことはぜひやりましょうという、そういうことではないかなと思います。また厳しいということであれば、入門講座を実施して、こういうことだよ、ビブリオバトルっていうのはこういうことだよっていうこともね、そういうことから始めてもよいのではないかなっていうふうに思っております。

それで、最後にですけれども、現在南幌町の子供を取り巻く生活環境、教育環境っていうのは、スポーツ・塾・習い事・英語学習、またことしから公設塾も始まって、とてもハードな時間で暮らしております。また、その中でも子供たちはゲーム、またはスマホとか、そういう機器で遊びたいですし、友達とも遊ぶ時間も欲しい。そのためになかなかその読書の時間確保までいかないっていうのが実情だと思います。読む力・文章を理解する力というのは、学力にも大きく影響してくると思うんですね。ことしの学力テストでも、まず問題の意味が、私もちょっとやったんですけれども、私がやったから難しいのかもしれないんですけれども、問題がすごく難しかったんですね、何を言ってるのか、それも全部やはり読解力だと思っています。本町では英語教育、また公設塾での算数・数学の教育は大変力を注がれておりますけれども、国語の力を養う読解力もこれからは必要になってくると思います。忙しい子供たちの時間の中であっても、興味を持って挑戦して楽しいと感じて学ぶ時の子供の吸収力というのは、それははかり知れないものと感じております。このようなことから教育長は今後どのように読書に親しめる環境づくりを応援していこうとお考えなのか、お伺いいたします。

議長  
教育長  
(再々答弁)

教育長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。読書の必要性については、議員おっしゃるとおりだと思います。教育委員会では毎年全国学力・学習状況調査に基づきまして、児童生徒の保護者の皆様へ南幌学力向上のメッセージを配付させていただいているところでございます。昨年度は10月に配布しましたけども、各家庭には四つの項目立てをしてお願いをしているところでございます。一つには学習環境の定着、二つには適切な睡眠時間、三つにはメディアに触れる時間の見直し、四つには読書習慣の定着ということで、この四つ目の読書習慣の定着に関して、まず1日30分以上を家庭や図書室で読書する目安としているところでございます。また、ただ単に読書の量をふやすだけではなくて、読書の幅を広げ、質を高めることも配慮し、1日30分以上の読書活動の確保、そして読書の習慣づけにつなげましょうということで、家庭のほうにお願いしております。本町の子供たちは、家庭学習の時間が全道・全国平均よりも少なく、またテレビやゲーム、それからインターネットや携帯電話などの、そちらのほうに触れる時間が全道・全国よりも長いという傾向が見られています。子供たちが読書に親しむには家庭の協力が必要不可欠であると思います。教育委員会・小学校では、引き続き読書の大切さを訴えてまいりますし、生涯学習センター図書室におきましても、子供たちに本のおもしろさ、楽しさに興味を持っていただけるよう、児童図書の一層の充実に努めてまいりたいと思っております。

議長  
佐藤議員

7番 佐藤 妙子議員。

2問目に移ります。終活支援への取り組みについて。終活とは残りの人生をどのように生きたいかという望みを形にし、人生の終わりに向けて前向きに準備することで、今をよりよく生きていくための活動です。しかし、核家族化が進み、また経済的にも年金生活では厳しい時代にあり、子供や孫に迷惑はかけたくないと思いつつも相続の問題、墓じまいや葬式はどうするのか、残されたペットの問題等、本町でも不安を抱えている方がふえてきていると思われまふ。特に一人暮らしの高齢者にとっての終活は喫緊の課題と考え、3点伺います。

1、本町の地域包括支援センターでは介護に関するさまざまな相談に対応していると聞きますが、今後増加が予想される終活問題の相談にどのように対応していくのか。

2、もしもの時に備え、延命治療の意思や葬儀、お墓、家族へのメッセージなど必要な情報を書き、生前の意思がわかるエンディングノートを、本町でも取り入れる考えは。

3、終活のさまざまな制度や方法を町民に紹介するセミナーや講習会等を開催する考えは。

町長

終活支援への取り組みについての御質問にお答えします。本町では、地域包括ケアシステムを推進する中で、地域住民を初め、ボランティアなど多様な主体による見守りや生活支援サービスの提供、社会参加につながる介護予防活動の充実を図ることで、住みなれた地域で安心して最期まで暮らし続けることができるよう取り組んでいます。1点目の御質問については、地域包括支援センターでは、総合相談窓口の機能を有しており、生活支援を初め、医療、介護、住まいなどの相談に対応しています。今後も、一人暮らし等の高齢者に対し、人生の最期や死後の手続等について、内容に応じて専門機関へ紹介を行うなど、

相談体制の充実に努めてまいります。

2点目の御質問については、エンディングノートには、遺言書のように法的効力はないものの、残された親族等が困惑しないための情報を書いておくことができるため、近年、さまざまなものが出版されています。今後は、高齢者の研修や講演会においてエンディングノートの理解や作成の仕方などをテーマとして取り入れ、参加者の意識などを把握した上で取り組みについて検討してまいります。

3点目の御質問については、近年、成年後見制度を初め、遺言や相続などの講演を実施していますが、今後もニーズに沿った内容で取り組んでまいります。なお、終活とは人生の終わりについて考える活動とも言われており、自分の死と向き合う死生観はさまざまであることから、先進地の事例等を参考にしながら取り進めてまいります。

議長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。まず1点目ですが、高齢者にとって誰もが切実な問題として抱えているものは、やはり自分の最後のことなのではないかと思えます。ましてや、一人暮らしで身寄りがいない高齢者にとって、この不安はとても大きいものと思えます。そのために現在、地域包括センターは、高齢者を支えるそういう拠点として取り組んでいただいておりますけれども、住民からはですね、名前は知っているけれども、詳しい中身は余りわからないという、そういう声があるようでございます。終活の相談内容は、本当に墓じまい、また葬儀のこと、そのほかもたくさんあるんですけれども複雑なことが多くて、どこに相談していいのかわからない。地域包括センターあいくるは、介護の話しかできないんだよねという、そういう住民の声も聞きました。そういうところからも、住民が気軽に相談できるように、今後終活のことをわかりやすい窓口を設けることが必要ではないかと思っております。

それと、また今後、南幌町の高齢者福祉計画の中にですね、この終活を検討事項として取り入れる考えがないかもお聞きいたします。

それと2番目のエンディングノートなんですけれども、このエンディングノートは、皆様もいろんな所で耳にしていると思えますけれども、これは元気なうちに、その終末期医療への希望だとか葬儀の仕方、どのように埋葬してほしいとか、財産の相続などを考えて、それをまとめたものを書いているノートでございます。このノートは、やはり今認知症が進んでおりますので、もう最後に認知症になってからでは、そういうものはなかなか自分の判断では書けない状況なので、本当にその若いうちから家族のことを考えると、ぜひ準備しておく必要があると思っております。本当にこれからもその核家族や複雑な家庭関係などある人もいるかもしれません。その中で孤立化する高齢者もふえてくることも予想されます。そのような中であっても、最後は本人の尊厳の確保が保障されるということがとても大事になってくるわけですね。それで御答弁でも前向きなお答えをいただきましたので、今後検討していただけるのではないかと思いますけれども、ただこのエンディングノート、あればいいものではなくて、やっぱり書かなくては意味がないんですね。それでもしもの時に、その家族・地域・行政にとって大切な伝言になるんですけれども、つくっても、その行政の窓口で積んでおいたりとか配布されても記入されないとかっていうふうにならないように、高齢者の

集い、またセミナーや講習会など、また高齢者宅の訪問時にも書き方をしっかり伝えて、そのエンディングノートを価値ある、また意味あるものにしていただきたいと思いますが、そういう考えに対してどのようにお考えでしょうか。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えいたします。終活の支援ということではいろいろあってうちへ、あいくるにある地域包括支援センターで全部やってるんで、聞かれたらそこへ行ってくださいって言っていただければ、広がっていくと思いますので、ぜひ活用していただければと思います。拒むところではありませんので。

それと、エンディングノートもそうなのですが、大事な財産の問題も入ります。そんなうかつにどうのこうのという感じでは、私はないと。それぞれ個人によって相当違うと思っております。おかげさまでうちの独居老人あるいは高齢世帯、全て身元がはっきりしております。ですので、そのことも十分あって、家族の方々がもう理解しないと、誰かに言われて書いたとかっていうと、そうなっちゃうとまた後でもめることになります。だから、書く人ばかりじゃなくて家族みんな身元がはっきりしてれば、そういう人たちの理解をもとにやっていかなければ、法的拘束力はないと言いながら、誰かに書かされたってということになっちゃうと大変なことになりますので、私は慎重を期しながら、こういうことがこういうことを、エンディングノートというのはこういうことですよってある程度広めていかないと。即皆さんに、はいどうぞ書いてくださいということにはならないと思っております。ですから、講演会とか研修会とか、そういう活動を通じながらやっていけばいいのかなと、その上で初めて私はそういうノートが必要なかなっていうふうに思ってますし、あわせて今ある、うちにあるあいくる包括支援センター、ここを活用していただいて相談をしていただきたいし、また複雑な問題については専門家に相談することが可能でありますので、ぜひ聞かれたら、そうやって広めて、まずあいくるに行ってくださいという話をしていただければ、もっともっと広がっていくと思いますので、ぜひそのことをお願い申し上げたいと思います。

議 長  
佐藤議員  
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

最後に再々質問させていただきます。町長にですね、最後に終活に対するお考えをお聞きしたいと思うんですけども、最近までその葬式とかお墓など人生のエンディングを考えることは、縁起ではないということで遠ざけられてきました。その背景にはですね、いざという時には任せとけという、信頼できる家族や親族がそばにいたからだと考えます。まさに南幌町はそういう町ではないかなと、信頼できる家族や親族がそばにいる方が多いと思います。しかし今後ですね、超高齢化社会を迎え社会は一変し、自分が亡くなった後、できるだけ家族に迷惑はかけたくないと思う高齢者が急増してきます。私もそうですし、ここにいらっしゃる方も、将来に向けてできるだけ子供には迷惑はかけたくないという思いの方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、今でこそ介護支援サービスっていうのは確立されていますけれどもね。できた当時は、親の面倒見るのは、家族が見るのは当たり前だという、そういう考えの方もいらっしゃったと思うんです。そういう行政に頼ることにすごくためらいを、その介護サービスにしても、行政に頼ることは何ごとぞという、そういう考えが昔はあったように思われます。でも今は、本当にその介護サービスがあることによって、私たちの生活が守られ、また安心してあるわけです。そのために地域包括センターもあって、安心して介護サービスを受けていっていると思うんですけども、福祉の視点で見れば、その終活にかかわる支援っていうのは、医療や介護サービスと一緒に住民の



ためにある支援ということで考えております。これからは、この終活もその行政の仕事の一つと捉えて考えていくべきものだなということで、考えておるわけですが、町長の考えはどのようなお考えか、お聞かせいただきたいと思いません。

議長  
町長  
(再々答弁)

町長。  
佐藤議員の再々質問にお答えしますが、終活の支援ということかと思いますが、これまで行政としていろんなことをやってきていただいております。あわせてこれからもいろんな情報、あるいは制度も変わりますし、私どもはそれを的確に判断をしながら、先ほど申し上げたようにすぐ何でも取り入れるのではなく、情報をちゃんと提供して理解した上で、私は進めていくべきだと思っております。これから高齢化社会になりますから、そこに向けてやはりいろんなことを、サービスを含めて住民の方に情報提供をしながら、ともにやっていかなければ、行政が主体でやるっていうのはこれはなかなか難しい問題です。だから家族も本人も、行政もある程度納得をしながら、いろんなことを進めていかなければ、残された方々がまた苦勞されるということでもありますので、みんなでそういう環境づくりは、私は行政でしていかなくちゃならないなと思っております。何とか一人暮らしのお年寄りが、身寄りのないお年寄りがふえないように、これはまずしていかねばならないなと思っております。今のところ、おかげさまで身寄りがあるということでもありますので、それを逆に言うと活用しながら、こういう制度もあるので、将来お年寄りが心配してるよということも含めてお話しできる機会をつくりながら、みんなで地域づくり、あるいは家族も含めて考えていくべきではないかなというふうに思っています。そのための行政として、いろんな情報は提供していきたいなというふうに思っております。

議長  
内田議員

以上で佐藤妙子議員の一般質問を終わります。  
次に5番 内田 恵子議員。  
職員研修の充実についてということで、町長に質問いたします。近年地方分権が進む中、高度化・多様化する住民ニーズに即応し、ゆとりや豊かさを実感する地域社会をつくるために、地方自治体の果たす役割はますます重要になっています。法律や通達の解釈能力といったものだけではなく、課題の発見や解決、政策提案能力が求められており、職員が本来持っている潜在的な能力を引き出せる環境を整え、生産性の高い仕事を確実にできる体制を構築することが大切だと考えます。現在本町では、きた住まいるヴィレッジがオープンし、平成31年度には遊水地の完成が見込まれ、道央圏連絡道路の整備も進んでおり、北広島市ではボールパーク構想が内定するなど、人や車の流れが大きく変わろうとしています。人の流れをいかに我が町に向けるか、町長もプロジェクトチームで対応すると話されており、夢のある施策を立ち上げることを期待しています。それには、町長のリーダーシップはもちろんです。職員のスキルアップは必要不可欠だと思います。本町では現在、各種職員研修を実施していますが、既成概念に捉われない柔軟な発想と民間の経営感覚、スピード感を持って対応する能力を育成するためには、民間企業や地元の農家などに短期間でも職員を研修させることが必要だと思いますが、町長の考えを伺います。

議長  
町長

町長。  
職員研修の充実についての御質問にお答えします。地方公共団体においては、人口減少や超高齢化社会における長期的視点に立った地方創生の推進など、数多くの課題に向き合い、住民ニーズに的確に対応していくことのできる、政策形成能力や専門的能力、協働性を持った職員を養成していくことが必要不可欠です。本町もこのような認識の中、南幌町職員研修基本方針に基づき、市町村研修センターによる政策能力開発・創造性開発研修を初め、市町村振興協会主催による海

外・道外研修、自治大学校、民間企業の新入職員研修、民間講師による職場内研修など各種研修を実施しています。また、平成29年度からは、町民との交流やコミュニケーション能力向上を目的として、町内外の行事やイベントのスタッフとして、企画・運営から参画する研修を、採用5年目までの職員を対象に実施しています。民間企業や地元農家での研修については、受け入れ先の問題や職員のスキルアップにつながる研修内容とすることができるかなど、総合的に判断しなければならないと考えます。以上のことから、今後においても、現在の研修メニューを基本とし、社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、住民サービスの向上に資する職員を育成するための研修となるよう、内容の検討を行い進めてまいります。

議長  
内田議員  
(再質問)

5番 内田 恵子議員。

職員の研修の内訳は30歳未満なんですけれど、本当にしていただいているんだなということは、資料をいただいて理解しました。そしてまたイベントなども職員の姿を見ることが多くなりまして、皆さん喜ばれているのは確かなんですけれども、今回7人が採用になりまして、そのうち何名かが南幌町のことはよくわかりませんけれども、ありました。やっぱり南幌町のブランドっていうとお米、農村地帯ですから、あとは人であるというふうに、また職員であるというふうに、こんなふうになっていただければと思うんですけれども、それにはやっぱり経験していただきたいなと思って、ちょっと提案させてもらったんですが、私は特産品の販売で、もう10年も前になりますか。琴似の大手デパートで販売したことがあるんですけれど、その時にパートの方からすごいきつく指導されたんです。思ってもみなかったことで。あんたね、お客様のかごを見なさい。そのかごの中を見てその売れ筋を判断しなさいと。自分は自営業でしたから、接客っていうことには自信はあったんですけど、そういうことは思っても見ませんでした。そして時間帯にどのようなものが出るか見なさい、そしてあそこで売っている、あの女性が一番物を売るんだよ。どんなふうにするか見ておいで。そういうことがすごく頭に、人格に刻まれたと言いますか、やっぱり民間っていうのはやっぱりすごいなと。そして自分は何とありがたいのかなっていうことを改めて感じて、やっぱり今民間的手法とか、そういうふうな、自治体も言われておりますのでね、何とか、職員につらい思いをさせたいとかそういうのではないんです。やっぱり町長は、議員から議長から町長、とても長い経験されてるわけですから、その中でいろんな思い、先ほども先輩議員にお答えしておりましたが、そういうノウハウは持っておられますのでね。それとあわせて、やっぱり職員に勧めていただきたい。また町は望めば、希望すれば、どういうところでも行けるといえることなんですけれども、そういう望んで行っている職員がいるのか。また今回本当はこの夢のあるようなこの今の町の取り囲む環境について質問してみたいとは思ったんですけども、切り口を変えて、そのことに関して、絡む職員の研修ということで質問させていただいたんですが、そういったことでも、実は研修・視察に行ってみたいですっていうそういう職員はおられるの

か、再質問したいと思います。

それと私も暇があれば、もう今歩くようにしています。というのは、町長も多分お忘れにはなっていないと思うんですけど、何年も前、町長になられた時でしたかね。町は端から栄えると言われたことを私は覚えております。それで、いろんなところへ、もう今は地方の頑張りの力が、見る必要があると思って回ってますけれども、本当に町の中からの再開発っていうのは、なかなか厳しいっていうのは感じております。それで、今先ほどの熊木議員にも答弁されておりましたけれども、そういうプロジェクトチームで対応しているという、大変夢のあるうれしい答弁だったんですけど、そこでですね、南幌町は北広島に近いのはやっぱり夕張太地区なんですけれども、そういったことを絡めた施策っていうか、そういう思いというものが、やっぱり出ているのか、今後出るのか。質問いたします。以上です。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えいたします。職員の研修、非常に難しい分野もたくさんありますが、いつも町民や議員の皆さんから、接客ということでよく窓口の挨拶等言われることであります。大分、以前から見ると少しは改善されてきてるけども、100%にはなっていないというふうに私は思っております。これは研修、ある程度いろんな研修をして、行ってきた職員がまたほかの職員に対していろんな情報を提供することによって、少しずつその辺は計られてきていると思っております。うちはあちこち行きたいという希望のある職員も結構おりますので、やはり意欲を持っていただいているのかなというふうに思っております。一番は窓口だと私は思っております。役場に今までは口酸っぱく言って、なかなか直らないから気づいていただけなかったんですが、私の思いは、役場に来る方っていうのは8割以上が困って相談に来ているんです。それで初期の対応が違くと相談もできなくなる。役場ってそういうことだと思います。どんな、あいくるであろうが病院であろうが、役場の中だろうが教育委員会だろうが、何か皆さんが困ってお話を聞いていただきたい、どうしたらいいかって相談に来てる。その窓口の最初が対応悪かったら、もう既にそこで終わっちゃうんです。ですので、そこのところはきちっとやっていただきたいと、これからも言い続けますけれども、それがよその町に行って初めてうちの町と違いがわかる。だから、職員にも、できる限り出られる機会があったらいろんなところへ出て、我が町と比較してくださいというお話をさせていただいて、そういう研修に、一遍に全部は行けませんから、毎年何人かずつ行っていただいて、そして帰ってきて、それぞれ職員仲間にお話をさせていただいて、それが広がっていけば、いい研修だったなっていうふうに思えるんであります。いろいろ昔も私も議員になったときに、同僚議員が農協で研修しろ、あるいはあそこの店で研修せよという声があったんですが、これはただそこに行ってもなかなか難しい。やはり町民がほとんど利用する役場にいるのと変わりはない。町民感覚が大分違います。受けるほうも非常にやりづらいみたいであります。町外からなら受けやすいんですけども、町内という

のはなかなか難しそうであります。そんなことも含めて、できるだけ今ある研修内容を進めさせていただいて、また新しいものが出てくれば、それはまたそういう部分に取り入れていただきたいなというふうに思っております。

先ほどの構想の中に全部含めて検討してます。地域限定、この市街地だけだとか夕張太だけだとか、川向だけだとかっていう限定ではありません。いろんな方法がとれるんで、私は全町を見渡して、ビューローを見て5階に上がっていただければわかるわけです。何が、職員がここで将来何をしたら何がどうなる、発見場所にビューローを使わせていただいています。そういう意味で、いろんなことを考えていただく、せっかくのチャンスでありますので。ここが、我が町の将来がどうあるか、ないかの分岐点になる可能性もあると私は思ってますから、それで余り制約をつけないで全町を考えて、どうあるべきかを考えていただきたいというお話はしてます。以上です。

議 長  
内田議員

5番 内田 恵子議員。

ビューローということでしたから、どうでしょうか、全員でビューローではなくて公平に見ていただける、私たちもそういう観点で見ながら、そしてまた町側とも意見の議論をすることを約束して終わります。

議 長

以上で内田 恵子議員の一般質問を終わります。

菅原議員

次に8番 菅原 文子議員。

北海道教育委員会は6月5日の北海道新聞で、公立高等学校配置計画案として「南幌高校は1年生の在籍者数が2016年度19人、17年度12人、18年度は10人にとどまり、増加も見込めないとして、募集停止とした」と公表しました。また翌日には、「2018年度は町内の高校進学者58人のうち、南幌に進学したのは3人。進学できる高校が町外にもあると募集停止の理由を道教委は説明、21年度の募集を停止し、生徒がいなくなる22年度末には閉校する見通しとなった。本町の教育長は、地元から高校がなくなれば、教育環境の充実という町の魅力が失われてしまう。募集停止は受け入れることはできず、存続を訴え続けると話し、また同校OBで南幌高校振興協議会の会長でもある町長は、道教委にお願いしてきたが、その思いが通じず残念、町として存続に向けて最大限支援していきたい」と掲載されました。高校廃止により地域の衰退が加速すると考えられ、本町の場合は他市町からの通学生徒がいなくなれば、路線バスの減便など公共交通にも影響されることが懸念されます。南幌高校が廃止の危機にありますが、存続に向けての支援をどのように考えているのか伺います。

町 長

南幌高校の存続に向けた支援策は、の御質問にお答えします。冒頭、一般行政報告で報告させていただいたものと重複しますが、御容赦いただきたいと思います。6月5日、北海道教育委員会において、平成33年度までの公立高等学校配置計画案が公表され、南幌高校については、空知南学区における中卒者の状況、学校規模、募集定員に対する欠員の状況、地元からの進学率などを総合的に勘案し、平成33年度の募集を停止し、平成35年3月末をもって、廃校とする案が示されたところです。これまで、町として魅力ある高校づくりに向け、南幌高校振興協議会を通じて、各種資格取得に対する助成の実施、さらには町内在住生徒への南幌高校入学祝い金や上級学校への進学入学補助などの支援策を講じ、生徒の確保に努めている中での発表は大変残念であります。公立高等学校配置計画については、7月から学区ごとに開かれる地域別検討協議会の意見を踏まえ、9月に決定となりますが、地域の衰退はもとより、教育環境の充実という、まちの魅力が失われてしまう恐れもあり、到底受け入れることはできません。今後、南幌高校振興協議会と連携し、高校存続に向けた要請活動を実施していくとともに、

議会とも十分協議させていただきながら、在校生や今後入学を予定している生徒に影響を与えないよう、これまでの支援を継続してまいります。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

ただいま町長から御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。新聞報道のそれとテレビニュースの報道後、町内外の方からたくさんの電話をいただいて、いろんなこととお話しした経緯があります。またさらに昨年行われました、ことしも行われましたけれども、議会報告懇談会の中でも、南幌高校の話題が出ておりました。その中で、道教委から発表があったわけですが、平成30年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会における道教委の考え方を見ますと、南幌高校については、中卒者数の状況、学校規模、募集定員に対する欠員の状況、地元からの進学率など総合的に勘案し、募集停止となっています。この中で特に地元からの進学率に重きを置いた結果として、募集停止となったと考えられます。本町としても南幌高校は道立高校でありながら、町長の御答弁にありましたような手厚い支援を行ってまいりました。しかしながら、地元南幌中学校からの南幌高校への進学者数は年々減少しているのは現実であります。町長、教育長は新聞報道の中で、町として存続に向けて最大限支援していきたいと述べていますが、今までされてきた支援とはまた違った支援をしていく必要があるとも考えます。例えばですけれども、中高の連携型中高一貫教育校も一つの手段であるのではないのでしょうか。町立南幌中学校、それ、道立の南幌高校の連携型です。高校の教員数などの問題もあるかと考えますけれども、工夫によりこれは可能かと思えます。これは一つの例ですけれども、本町の中学校卒業生からの進学率アップに特化した支援策を再度お伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。高校の問題は前から非常に頭の痛い問題でありまして、何とか道教委にもお願いをして今日まで来たということがあります。一方、我が町の子供たちの、目的を持って進学されている高校もたくさん、我が町の近くに行っておられます。その中で、南幌高校をいかに残すかっていうことで、いろんな先ほど言った支援等々含めて、これからは高校からいろんな話があれば応援はしていきたいと思っております。そんな中で、どうあるべきかということでもあります。連携校については、いろいろうちだけの子供の問題ではなくなりますので、これがいいかどうかは、これはまた別問題として、うちの子供たちにとってどうあるべきかということをもうちよっと考えなきゃならないと。率的には昔から私は変わってないと思えます。百何十人いても10人ぐらいしか行かなかったんですから。それはそんなに変わってないと思えます。それだけ、逆に言うと教育環境がいいっていうことであります。そこをどういうふうに南幌高校に向けていけるかということで、高校側と長年課題として取り組んできたんですが、なかなか一向にふえてこなかったということで、非常に残念でありますけれども、このことを踏まえ、私以前は議会の皆さんにお話ししたことも含めて、道教委としてどう考えてるのか、高校を卒業するのが当たり前、義務教育みたいな時代になっています。うちにたまたま10人しかおりませんが、その子供たちが、うちがなくなった時にどういうことになるか。子供たちが迷わないところに行けるのかどうか。そのことを踏まえ、存続に向けて、道教委をお願いをしていくというふうに思っています。私は、子供たちは常に平等で、どこにも行ける環境づくりが一番ではないかなということで、今後も応援できるものについては、応援をしていきます。

議 長  
菅原議員

8番 菅原 文子議員。

先にお許しをいただきまして、答弁は必要ありませんけれども、私の要望を言わせていただきます。南幌の子供たちにとりまして魅力あふれる教育を取り込

み、たくさんの子供たちが元気で笑顔いっぱいの南幌町にしたいと私は考えております。それには小中高校と、地理的に本町の中心となる縦の線に並んだ、この動線を生かした教育、町の施策を最優先にと考えます。南幌高校は道立高校ではありませんけれども、校舎は本町にあり影響があるのは本町です。南幌高校の募集停止問題は喫緊の課題であり、町の将来にも大きくかかわる問題であると私は考えます。町長の学校教育施策、また存続に向けた大きな決断を期待しております。また、町長のお考えがありましたらお伺いをして、質問を終わらせていただきます。

議 長

以上で、菅原 文子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。場内時計で1時10分まで休憩をいたします。

(午前11時58分)

(午後 1時10分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南幌町一般会計補正予算(第8号))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第31号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成29年度南幌町一般会計補正予算(第8号)であり、歳入では地方消費税交付金及び特別交付税の最終確定に伴う精査、歳出では町道除排雪事業経費の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,263万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,455万2,000円とするものです。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長

それでは、議案第31号 専決処分書の平成29年度南幌町一般会計補正予算(第8号)の説明を行います。初めに、歳出から説明いたします。12ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額12万5,000円の追加です。財産管理経費で、ふるさと応援基金積立金を追加するもので、平成29年度寄附金額の確定によるものです。実績につきましては、別途配布しています資料をごらんください。寄附件数5,445件、寄附金額7,012万4,148円で、前年度より2,623万6,152円の減額となったところです。なお、寄附指定事業、謝礼品内訳は記載のとおりですので、参考としていただきたいと思います。予算書に戻ります。

3款民生費1項8目臨時福祉給付金等支給事業費、補正額7万1,000円の追加です。臨時福祉給付金等支給経費で、平成28年度事務費補助金の確定によるものです。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額1,350万1,000円の減額です。町道除排雪事業で、それぞれ経費の確定によるものです。なお、資料として町道除排雪業務の実績を表にまとめ配布していますので、内容の説明は行いませんが参考としていただきたいと思います。次ページにまいります。

9款教育費2項2目教育振興費、補正額15万5,000円の追加です。教育振興経費で、小学校新入学児童学用品に係る就学援助等の申請増により追加するものです。

3項2目教育振興費、補正額51万7,000円の追加です。教育振興経費で、小学校同様、中学校新入学生徒学用品に係る就学援助等の申請増により追加する

ものです。

次に、歳入の説明を行います。9ページをごらんください。2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、補正額330万1,000円の減額です。

3款利子割交付金、1項1目利子割交付金、補正額140万7,000円の追加です。

4款配当割交付金1項1目配当割交付金、補正額113万4,000円の追加です。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額115万4,000円の追加です。次ページにまいります。

6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額1,351万4,000円の追加です。

8款自動車取得税交付金1項1目自動車取得税交付金、補正額776万7,000円の追加です。それぞれ確定によるものです。次に、10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額3,788万4,000円の追加です。特別交付税の確定によるもので、これにより特別交付税の交付総額は3億5,788万4,000円となったところです。

14款国庫支出金2項4目土木費国庫補助金、補正額292万5,000円の追加、6目教育費国庫補助金、補正額16万2,000円の追加、いずれも補助金の確定によるものです。

次に、17款寄附金1項3目ふるさと応援寄附金、補正額12万5,000円の追加で、確定によるものです。

最後に、18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額7,540万4,000円の減額です。最終の財源調整を行うもので、これにより平成29年度末基金残高は9億8,849万4,000円となります。

以上、歳入歳出それぞれ1,263万3,000円を減額し、補正後の総額を56億2,455万2,000円とするものです。以上で、議案第31号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度南幌町一般会計補正予算(第8号))は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程6 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い、町税条例の一部を改正するため、本案を提案するものです。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長

それでは、議案第32号 専決処分承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例制定）について御説明いたします。地方税法を改正する法律が3月31日公布され、4月1日施行に伴い、町税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところでございます。本日の議会で報告し、承認を求めるものでございます。今回の地方税法の一部改正で、町税に関する主な改正点でございますが、法人町民税では、申告納付に関する規定及び納期限の延長の場合の延滞金に関する規定の改正、固定資産税では、税負担軽減措置の新設、平成30年度の評価がえに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続する規定の整備、その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容でございます。それでは、別途配布しました議案第32号資料町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。最初に条例本則の改正について御説明いたします。

第20条は年あたりの割合の基礎となる日数に関する規定で、この後5ページで説明いたします、第48条、第52条の改正に伴い引用条項を整備するものでございます。

続きまして、第24条の個人の町民税の非課税の範囲に関する規定、次ページにまいります。

第31条、均等割りの税率に関する規定につきましては、法律改正に伴い、字句の整備を行うものでございます。

続きまして、第36条の2は町民税の申告に関する規定で、第2項から3ページ下段の第9項につきましては、省令改正に伴う字句等の整備でございます。4ページにまいります。

第47条の3は特別徴収義務者に関する規定、次の第47条の5は年金所得に係る仮特別徴収税額等に関する規定で、いずれも法律改正に伴い、字句等の整備を行うものでございます。5ページにまいります。

第48条は法人の町民税の申告納付に関する規定で、第2項は、租税特別措置法第66条の7及び第68条の91の規定の適用を受ける場合。第3項は、同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合について、いずれも控除すべき額を、法人税割から控除する規定を追加するものでございます。次の第4項から7ページの第9項につきましては、項の追加に伴う、項の繰り下げ及び引用条項等、所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして7ページ下段、第52条は法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に関する規定で、第1項は字句の整備、第2項から9ページ第6項につきましては、納期限の延長の場合の延滞金に関する各規定について定めるもので、新たに追加するものでございます。

続きまして、下段から10ページの第54条は、固定資産税の納税義務者等に関する規定で、省令改正に伴う引用条項の整備でございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。第3条の2は延滞金の割合等の特例に関する規定で、本則の第48条及び第52条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。続きまして11ページでございます。

第4条は納期限の延長に係る延滞金の特例に関する規定で、本則の第52条での項の追加に伴う所要の規定の整備でございます。続きまして、12ページにまいります。

第10条の2は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、固定資産税の課税標準の特例措置でございます。第1項は、特例割合を3分の1を2分の1に改め、旧条例の第3項は廃止、第4項を第3項とし、該当条項を法附則第15条第2項第6号に、第5項を第4項に、第6項を第5項に、



それぞれ改めるものでございます。新たに第6項として法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零とすると規定するものでございます。これは、生産性向上特別措置法の施行に伴い、中小企業者が取得する認定先端設備等の償却資産に係る特例の割合を定めるもので、固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上2分の1以下の範囲において市町村の条例で定めるものでございます。本町では、企業誘致の促進、操業中の企業の設備投資への支援の観点から零と規定するものでございます。減免は3年間でございます。次の第7項は引用条項を法附則第15条の8第2項と改めるものでございます。続きまして、下段の第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、第3項は新築住宅に関する規定、13ページにまいります、第4項はサービス付き高齢者向け住宅に関する規定、第5項は防災施設建築物に関する規定、第6項は耐震基準適合住宅に関する規定、第7項は高齢者等居宅改修住宅に関する規定、14ページにまいります。第8項は熱損失防止改修住宅に関する規定、第9項は特定耐震基準適合住宅に関する規定、15ページにまいります。第10項は特定熱損失防止改修住宅に関する規定、第11項は耐震基準適合家屋に関する規定で、いずれも政令改正に伴う引用条項の整備でございます。続きまして、下段から16ページの第12項は、法規定の新設に伴う新规定で、改修を行った実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が、すべき申告について規定するものでございます。

続きまして、下段の第11条は土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義に関する規定で、土地・家屋については3年ごとに評価額を見直す制度がとられており、平成30年度が基準年度となることから、年度表記を改めるものでございます。続きまして、17ページでございます。

第11条の2は平成31年度から平成32年度における土地の価格の特例に関する規定で、平成30年度の評価額が、据置年度において地価が著しく下落した場合に、価格の下落修正ができる特例措置（時点修正）を平成31年度及び平成32年度も継続するため、年度表記を改めるものでございます。続きまして、下段から19ページでございます。

第12条は宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する規定、続きまして19ページ下段、第13条は農地に対して課する平成30年度から平成32年度まで各年度分の固定資産税の特例に関する規定で、いずれも評価がえに伴い、特例措置を平成30年度から平成32年度まで継続するため、年度表記を改めるものでございます。続きまして、20ページでございます。

第15条は、特別土地保有税の課税の特例に関する規定で、特例措置を平成30年度から平成32年度まで継続するため、年度表記を改めるものでございます。

続きまして、20ページ下段、改正附則でございます。附則第1条は施行期日を規定するものでございます。

附則第2条は町民税に関する経過措置を規定するものでございます。

附則第3条は固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。以上で議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例制定）の説明を終了します。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程7 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第33号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)につきまして、御説明いたします。本改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分し、公布したところでございます。本定例議会において報告し、承認を求めるものでございます。主な改正点を申し上げます。1点目は、国民健康保険税の課税限度額の見直しでございます。国民健康保険の被保険者間の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税分の課税限度額を4万円引き上げて、合計で上限額、現行89万円を改正後93万円とするものでございます。2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正でございます。国民健康保険制度では、一定の所得以下であると、応益割である平等割と均等割について7割、5割、2割の軽減措置を受けられますが、このたびの改正では、平成29年度に引き続き、5割軽減と2割軽減の基準を改め、低所得者に対する保険税減額の対象世帯を拡大するものでございます。それでは別途配布しました議案第33号資料、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前でございます。アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

1ページでございます。第2条は課税額の規定で、国民健康保険の広域化に伴う、国民健康保険事業費納付金の新設による文言整理と項目の追加でございます。次ページにまいります。

第2条第2項は、基礎課税額の規定で、限度額を54万円から58万円に改正するものでございます。この改正により、基礎課税分の限度額世帯数は109世帯で、改正前と比較しまして8世帯の減となっております。

続きまして、次ページの第26条は国民健康保険税の減額の規定でございます。第1項では第2条と同様に限度額を改めるものでございます。次ページにまいります。第2号は、5割軽減の基準の改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の27万円から27万5,000円に引き上げるものでございます。この改正により、5割軽減の対象世帯数は135世帯となり、改正前と比較しまして2世帯の増となっております。続きまして、第3号は、2割軽減の基準の改正でございます。2割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の49万円から50万円に引き上げるものでございます。この改正により、2割軽減の対象世帯数は141世帯で、改正前と比較しまして4世帯の

増となっております。

最後に、附則でございます。第1項は、この条例の施行期日の規定です。平成30年4月1日から施行する。第2項は、国民健康保険税条例の経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第33号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程8 議案第34号から日程9 議案第35号までの2議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程8 議案第34号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第1号)

●日程9 議案第35号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

以上2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第34号並びに議案第35号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。初めに、議案第34号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳出ではふるさと納税受付サイト手数料、下水道事業特別会計繰出金及び住宅リフォーム等助成金の追加、歳入では一般寄附金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,425万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ54億6,018万6,000円とするものです。

次に、議案第35号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では修繕料の追加、歳入では一般会計繰入金金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ521万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,289万4,000円とするものです。

議案第34号につきましては副町長が、議案第35号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第34号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額280万8,000円の追加です。一般管理経費12節役務費で、ふるさと応援寄附事業において、町のPR強化と寄附金の増加を図るため、さとふる、楽天市場という二つの寄附金運営サイトと新たに契約を締結し、その取扱手数料を追加するものです。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額22万7,000円の追加です。障がい者福祉経費、13節委託料で、障がい者総合支援法並びに児童福祉法の改

正に伴い、障がい者福祉システムの改修に係る費用を追加するものです。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額521万5,000円の追加です。下水道事業特別会計繰出金を追加するもので、詳細は、後ほど、特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

4項1目住宅管理費、補正額600万9,000円の追加です。住宅リフォーム等助成事業で、当初予算額600万円に対し、申請額が上回ったことから追加するものです。なお、本年度の申請件数は55件となっています。

次に、歳入の説明を行います。8ページをごらんください。14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、補正額11万3,000円の追加です。障がい者総合支援事業費補助金において、障がい者福祉システム改修に係る費用の2分の1を追加するものです。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額12万円の追加です。一般寄附金として、第10区 長谷川 智様より高齢者叙勲に際し10万円、その他に匿名で1件3万円の寄附をいただいたものです。

最後に、18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,402万6,000円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,425万9,000円を追加し、補正後の総額を54億6,018万6,000円とするものです。以上で、議案第34号の説明を終わります。

議長  
都市整備課長

都市整備課長。

それでは、議案第35号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明を申し上げます。初めに歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

1款下水道事業費1項2目管理費、補正額521万5,000円の追加です。

11節需用費で、修繕料の追加でございます。修繕の内容ですが、南幌町の下水道は晩翠汚水中継ポンプ場から江別市へ汚水を圧送していますが、高速道路を過ぎたところで圧送から自然流下になります。圧送から解放された箇所、管が埋設されている道道の法面が陥没しているのが発見され、調査したところ、下水道管が破損していることが判明しました。放置しますと、道路路肩部の法面崩壊、汚水の噴出等、甚大な被害を及ぼすことが懸念されることから、緊急に修繕を行いました。当初予算で計上していた修繕料を充てたため、緊急修繕に要した費用を追加するものでございます。

続きまして歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額521万5,000円の追加です。緊急修繕に要した費用について、一般会計からの繰入金を充てるため追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ521万5,000円を追加し、補正後の総額を2億1,289万4,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第34号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

9番 石川 康弘議員。

石川議員

10ページの土木費、住宅管理費の住宅リフォーム助成事業についてお伺いいたします。今回、600万9,000円ですか、ということで追加補正しましたが、当初予算でも600万円を計上しております。1戸当たり最大限30万円の補助というふうな形で組まれていると思いますので、この600万円ですと、20戸分。それで先の当初予算でも600万円ですから20戸分というふうな形で

見てるのかなと思うんですけども、先ほど副町長からお話しありましたけど、申請が55件あったということで、これでカバーできるのか。また、さらにまた追加補正をするのか、そのあたりどういうふうな形で予算組まれたのか、お伺いいたします。

議長  
都市整備課長

都市整備課長。

当初の600万円の予算でございますけども、当初よりおおむね20戸程度の申し込みがあるのではないかとというような予想のもとで、600万円を計上しているところでございますが、過去3年とも600万円をオーバーして、実際補正をして対応しているところでございました。ことしは既に4年目になるものですから、当初から同等の600万円、おおむね20戸程度ということで予算を計上しているところでございます。ただ、限度額30万で20戸で600万円なんですけども、実際には限度額に達しない方もたくさんいるものですから、結局ことしに関しては、55戸の申請があったということで、600万9,000円のオーバーと、補正額というふうになったところでございます。

議長  
石川議員  
(再質問)  
議長  
都市整備課長  
(再答弁)

9番 石川 康弘議員。

ということは、55戸全員が一応補助できるというふうな形を見たというふうな形で解釈してよろしいでしょうか。

都市整備課長。

申し込みは4月中に申し込みを受けました。その申し込み期間中に申し込みのあったのが55件です。その全ての方に助成をするということでございます。ただし、当初予算の600万円までの方につきましては、既に交付決定をしております。実際に工事をされている方もいらっしゃいます。オーバーした分については、この補正が成立後交付決定をし、工事を行うということになります。以上です。

議長  
本間議員

ほかにありませんか。

1番 本間 秀正議員。

補正予算の9ページの一般管理費の中で先ほど説明の中でですね。ふるさと納税の委託をするというような中身でしたが、こういったような中身なのか。

それとですね、ふるさと納税についても先ほど報告あったとおり、前年度より相当減額もあるということで、中身の改革ですとかいろんな意味の検討しているのかどうか。両方ともお願いしたい。

議長  
総務課長

総務課長。

ただいまのふるさと納税の関係について御説明申し上げます。まず最初の、今回の補正の件でございますが、従来ふるさと納税の受付サイトをふるさとチョイスというところで、1カ所ということでございました。それで、そのようなことから、昨年からの寄附金がですね、前年より減った、7割ぐらいになったということと、それと本年4月と5月の実績につきましても、前年度より同月期から下がっているということでございまして、納税者を集めるということを目的にですね、これは窓口を広げなければならないということから、ふるさと納税の受付サイトを先ほど副町長が説明していただきましたとおり、さとふると楽天市場という二つのサイトを新たに設けて、窓口を広げるということで、そちらのほうの手数料を追加させていただいたところでございます。なお、この二つのサイトにつきましては、町の事務の負担も一部軽減になりますが、返礼品を扱っている町内事業者のほうの発送事務等も、事務を担っていただくということもございまして、そちらのほうの軽減もはかられるということで考えているところでございます。

それと2点目のふるさと納税をふやすための新たな取り組みということで、これにつきましては当初予算のほうで、まず新聞広告ということで、首都圏に新聞

広告を出してということで、そちらのほうの取り組みをまずさせていただいてございます。これにつきましては、昨日首都圏におきましてですね、東京・神奈川等含めまして、昨日新聞広告のほうを出させていただいております。あわせて、道内のほうにも公告ということで出させていただいております。昨日から本日の午前中までで約35件、道外からの問い合わせをいただいているということで、それがまず1点目でございます。それとあわせて、返礼品のほうも、今後ですね、新たなものを探していかなければならないということもございまして、こちらにつきましては、今後町内の事業者のほうと調整させながら新たなものを探していくということで、取り組みを進めたいというふうに考えてます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第35号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

2番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

521万5,000円というお金を使った修繕なんですけれど、どのくらいの延長とどのくらいの規模でやったのか。

議長

都市整備課長。

都市整備課長

今回、破損した管というのは、圧送から自然流下に変わるところで、人孔、マンホールに接続されている、南幌側に当たる場所でございます。管の種類はダクタイル鋳鉄管といたしまして、鉄の管でございます。そのマンホールに接続している部分が破損したということで、その1本当りの管も曲がっている部分もありますから、2本になるんですけども、その2本を変える必要がございました。管の径は600ミリでございまして、延長にすると約5メートルでございます。鋳鉄管というのは、受注生産になるものですから、本州で製造しておりまして、船便で運んで来なければならないというようなこともあり、製品代も高くなり、緊急な修繕ということで、施工費も若干割高になってくるということでございます。

議長

2番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

その破損の原因というのはわかっているのでしょうか。

(再質問)

議長

都市整備課長。

都市整備課長

(再答弁)

破損の原因でございまして、今回破損した管は圧送から解放された直後の鋳鉄管ということで、人孔に接続している箇所でございます。圧送は、晩翠污水中継ポンプから今回の事故のあったところまで、約5キロ、污水の管内に満水状態で3日から4日間、ゆっくりと移動するというような形になっております。圧送の出口付近においては、圧力管内で発生した硫化水素が解放されます。空気に触れることによりまして、硫化水素ガスが発生し、人孔並びに下流のコンクリート管が腐食いたします。今回は鋳鉄管なんですけれども、人孔に接続している部分ですので、人孔に硫化水素ガスが充満しているために、その直前の鋳鉄管にも影響を与え、腐食が進行し破損したということでございます。以上です。

議長

2番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

将来的にそういう箇所がたくさんあると思うんですけども、今後そのようなことが起きる予測はできるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

(再々質問)

議長

都市整備課長。

都市整備課長

(再々答弁)

硫化水素ガスによる管の劣化につきましては、平成13年度に晩翠污水中継ポンプから江別のあけぼの町まで、管の調査を実施してございます。圧送部分である鋳鉄管につきましては、当時は劣化は見られませんでした。今回事故があった

人孔から江別方面につきましては、自然流下になるコンクリート管、ヒューム管でございますので劣化が見られました。そのために、平成14年から3カ年をかけまして、管更生、管の腐食の防止と管の補強する工事を行ってございまして、その管更生の工事によりまして、数十年の耐用年数があるというふうに言われております。今回、取りかえた鋳鉄管も腐食を防止する特殊なコーティングをしている管でございますので、これも数十年の耐用年数があるというふうに聞いてございます。それでも定期的な点検は必要というふうと考えておりますので、今回の事故が起きた鋳鉄管並びに管更生をしている下流部の自然流下は定期点検で行っていきたくと思っておりますし、南幌の市街地から晩翠汚水中継ポンプまでも自然流下でいっております。これも以前から定期点検を行っていて、それほど劣化は進んでおりません。これは、最初からきれいな空気に触れて、流れていっているために、硫化水素ガスが発生しないんです。そのために、市街地から晩翠汚水中継ポンプ場までの管の劣化は、ほとんど見られないと。それでも定期的な点検は、今後も続けていくということにしております。以上です。

議 長  
川幡議員

2番 川幡 宗宏議員。

わかりました。今後とも、よく点検した中で進んでいっていただきたいと思っております。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第35号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第34号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第35号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第35号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程10 議案第36号 財産の取得について(町有中型バス車両更新)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第36号 財産の取得につきましては、町有中型バス車両の更新にあたり、過日入札を執行したところです。契約の内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

願ひ申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

議案第36号 財産の取得について御説明を申し上げます。次ページをごらんください。1取得の目的、町有中型バス車両更新。2取得する物件、中型バス1台。運転席を除いて40人乗りでございます。3取得の方法、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業に基づく譲渡。4取得金額、1,841万510円(消費税及び地方消費税の額込)でございます。本件につきましては、去る5月28日、指名2社による入札を執行しております。なお、落札率は86.2%でございます。5取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長 菊谷 秀吉。6北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方、恵庭市戸磯62番地1、北海道いすゞ自動車株式会社恵庭支店、支店長 本川 志郎。参考といたしまして、納期、契約締結日から平成31年3月31日まで。以上で、議案第36号の説明を終わります。

議 長  
石川議員

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番 石川 康弘議員。

今、説明の中で40人乗りというふうな、運転手を入れて41人乗りという説明がございましたが、今まで乗っていたあの中型バス、意外と席が詰まってて、足も組めないのもあるかもしれませんが、結構窮屈な感じがしてたんですけども、この40人乗りにした、このバスに関しましてはどのようなふうな形でやるのか。今までと同じような形の座席の配置なんではないでしょうか。

議 長  
総務課長

総務課長。

ただいまの座席の件について御説明申し上げます。今回購入するバスは、中型ということで各車両メーカーで標準の仕様の車両でございます。確か前の中型バスにつきましては45人乗りということで、私の古い記憶でございますけれども、当時座席を詰めてですね、乗車人数をふやしたという経過が確かあったと思いますので、その関係で座席のほうが狭くなっていたのかなと思います。今回につきましては、現行の標準仕様の座席ということでございますので、そのような形での購入でございます。

議 長  
原田議員

ほかにありませんか。

3番 原田 弘克議員。

以前のバスは、なんぼろふるさと号。それで、スクールバスは町内が大体運行なんですけど、よくほかの町で塗装の面で、要するにイメージカラー含めて、PRの部分をやっております。そういった中で、発注の部分で南幌らしいバスの塗装、そういう形で考えているのかどうか1点お伺いしたいと思います。

議 長  
総務課長

総務課長。

バスの塗装の関係でございます。基本的にはボディカラーは標準仕様の白ということで考えてございます。仕様の中でですね、実はラッピングということで、バスの両サイド後方に、一応3カ所程度ですね、南幌のPRのラッピングを今予定してございます。ちょっと細かい仕様につきましては、まだ今後購入というか正式契約が終わった段階で決めていきたいと思っておりますが、そのようなことで、南幌のPRをするような部分で考えてございます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。



議案第36号 財産の取得について（町有中型バス車両更新）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程11 議案第37号 財産の取得について（南幌町立南幌小学校教育コンピューター備品更新）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第37号 財産の取得につきましては、南幌小学校教育コンピューター備品の更新にあたり、過日入札を執行したところです。契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

議案第37号 財産の取得について御説明いたします。1取得の目的、南幌町立南幌小学校教育コンピューター備品更新。2取得する財産、名称、教育コンピューター備品、数量、一式。備品の主なものとしては、タブレット型児童用パソコン40台、65型電子黒板6台、その他接続のための周辺機器一式でございます。3取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡でございます。4取得金額、2,504万5,200円（内消費税及び地方消費税の額185万5,200円）。本件については、去る5月28日、指名業者3社により入札を執行しております。なお、落札率は99.3%でございます。5取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長 菊谷 秀吉。6北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方、札幌市中央区北1条東2丁目5番2号、富士電機ITソリューション株式会社北海道支店、支店長 小山 衛一。参考といたしまして、納期は、契約締結日より平成30年8月31日まで。以上で議案第37号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

菅原議員

8番 菅原 文子議員。

1点だけお聞きしたいんですけども、今回は小学校にコンピューター備品ということで出ておりましたけれども、中学生全生徒に配布して、そして成績の効果が上がったなどという事例も出ているんですけども、段階的にでも支給と言いますか、全生徒に使わせるような方策を考えていく必要があるかと思うんですが、お考えをお聞きしたいと思います。

議 長  
生涯学習課長

生涯学習課長。

ただいまの御質問にお答えをいたします。中学校に於けるコンピューターの支給ということなんですが、中学校においては、現在契約でもって、平成32年度までリース契約をしておりますので、契約が切れる段階で検討していきたいと考えております。

議 長  
菅原議員

8番 菅原 文子議員。

32年度までにお考えいただけるということですので、早急にでも中学生の全生徒というのはちょっと初めから難しいと思いますけれども、全生徒が使えるような形でお考えいただければと、これは私の要望でお願いいたします。

議 長

ほかにありませんか。

（なしの声）

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第37号 財産の取得について（南幌町立南幌小学校教育コンピューター備品更新）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程12 議案第38号 財産の取得について（南幌町立学校給食センター管理用備品更新）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第38号 財産の取得につきましては、学校給食センター管理用備品の更新にあたり、過日入札を執行したところです。契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長  
生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

議案第38号 財産の取得について御説明いたします。次ページをごらんください。1 取得の目的、南幌町立学校給食センター管理用備品更新。2 取得する財産、名称、食缶消毒保管庫、数量、3台。3 取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。4 取得金額、1,641万6,000円（内消費税及び地方消費税の額121万6,000円）。本件については、去る5月28日、指名業者5社により入札を執行したものです。なお、落札率は98%です。5 取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長 菊谷 秀吉。6 北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方、札幌市豊平区美園2条6丁目3番14号、日本調理機株式会社北海道支店 支店長 松葉 浩文。参考といたしまして、納期は、契約締結日より平成30年8月31日まで。以上で議案第38号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

石川議員

9番 石川 康弘議員。

今回、食品食管消毒保管庫3台というふうな購入っていうのでありますけども、あそこの給食センター、施設的には食数にしたら1,500数でしたが、かつての大勢いた子供たちの食事を十分賄えるだけの施設であったかと思うんですけども、今はそれに対して児童生徒が減ってきたということで、かつてに比べたら半分ぐらいしか稼動してないって話も聞いておりますが、この保管庫の購入の3台というのは、やはりあの施設の規模に合わせたんですか。それとも、今のその食数っていうんですか、給食数の数の利用度に応じて、この台数を決めたのか、そのあたりをお伺いいたします。

議長  
生涯学習課長

生涯学習課長。

ただいまの御質問にお答えをいたします。食管保管庫について規模に合わせたのか、食数に合わせたのかということでございますが、この食管保管庫については全部で6台ございまして、これについては食数に合わせた数でございます。

議長

ほかにありませんか。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第38号 財産の取得について（南幌町立学校給食センター管理用備品更新）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程13 議案第39号 町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第39号 町税条例等の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長

それでは、議案第39号 町税条例等の一部を改正する条例制定について御説明いたします。このたびの町税条例等の一部改正は、平成30年3月31日公布の地方税法等の一部改正で施行期日が平成30年4月2日以後に施行される規定について行うものでございます。今回の一部改正で町税条例に関する主な改正点でございますが、6条立てとしております。第1条による改正は、町民税関係では、個人所得課税の見直しに伴う、非課税措置対象者に対する所得要件の引き上げ、均等割非課税限度額の引き上げ等の改正、町たばこ税関係では、紙巻きたばこの税率の引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し。第2条から第5条よる改正は、町たばこ税、紙巻きたばこの税率の引き上げを3段階で引き上げる改正、及び加熱式たばこの課税方式の見直しを5年間かけて段階的に移行するための各年ごとの規定の整備。第6条による改正は、平成27年度に改正した、町たばこ税、紙巻きたばこ、旧3級品に係る税率の経過措置の改正が主な内容でございます。それでは、別途配布しました議案第39号資料、町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

第23条は町民税の納税義務者等に関する規定で、第1項は、関係法律等の改正に伴う字句の整備、第3項は、条例第48条の改正に伴う引用条項の追加でございます。

続きまして第24条は個人の町民税の非課税の範囲に関する規定で、2ページでございます。第1項第2号は非課税措置の所得要件「125万円」を「135万円」に改めるものでございます。第2項は、控除対象配偶者の均等割非課税限度額に「10万円を加算」と改めるものでございます。

続きまして第34条の2は、所得控除に関する規定で、法律改正に伴い基礎控除額の所得要件を追加するものでございます。

続きまして3ページにまいります。第34条の6は、調整控除に関する規定で、法律改正に伴う調整控除額の所得要件の追加と字句の整備でございます。

続きまして、3ページ下段から4ページでございます。第36条の2は、町民税の申告に関する規定で、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しで、字句等の整備でございます。

続きまして第48条は、法人の町民税の申告納付に関する規定で、5ページの第10項から第12項は、資本金1億円を超える法人に対し電子申告を義務づける規定を追加するものでございます。

続きまして、下段から6ページでございます。第92条は製造たばこの区分に関する規定で、新たに喫煙用の製造たばこの区分を追加するものでございます。

続きまして、第92条の2は、適用条文の条ずれによる整備でございます。

続きまして、第93条の2は製造たばこことみなす場合に関する規定で、法規定による新設でございます。「加熱式たばこ」を「製造たばこ」とみなす規定を追

加するものでございます。なお、この度の改正における加熱式たばこは製品名を申し上げますと、アイコス、プルームテック、グローの3銘柄でございます。7ページでございます。第94条はたばこ税の標準課税に関する規定で、第1項及び第2項は区分の新設に伴う規定の整備、第3項から9ページ下段の第10項までは、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法等についての規定でございます。紙巻きたばこの本数への換算方法は重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式に改め、平成30年10月1日から5年間かけて5分の1ずつ段階的に移行するものでございます。ここでの改正は1年目の規定で、2年目から5年目につきましては、第2条による改正から第5条による改正にて、御説明いたします。

続きまして、10ページでございます。第95条はたばこ税の税率に関する規定で、紙巻きたばこ「1,000本につき5,262円」を「1,000本につき5,692円」に改めるもので、平成30年10月1日から3段階で移行するものでございます。ここでの改正は、1段階目の規定で、第2段階は第3条による改正で、第3段階は第4条による改正にて御説明します。

続きまして、第96条はたばこ税の課税免除に関する規定、次の第98条は、たばこ税の申告納付の手続きに関する規定で、どちらも引用条項の整備でございます。

続きまして、11ページ、制定附則の改正でございます。第5条は個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に関する規定で、所得割の非課税限度額に10万円を加算すると改めるものでございます。

続きまして、第17条の2は優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、租税特別措置法の改正に伴う引用条項の整備でございます。

13ページでございます。第2条による改正でございます。第94条はたばこ税の標準課税に関する規定で、先ほど御説明しました、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法等について5年間で段階的に移行するものの2年目の規定でございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。第10条の2は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、法の改正に伴う字句及び引用条項の整備でございます。

続きまして、14ページでございます。第3条による改正でございます。第94条は、たばこ税の標準課税に関する規定で、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法等について、5年間で段階的に移行するものの3年目の規定でございます。

続きまして、15ページにまいります。第95条は、たばこ税の税率に関する規定で、紙巻きたばこ「1,000本につき5,692円」を「1,000本につき6,122円」に改めるもので、3段階で移行するものの2段階目の改正でございます。

続きまして16ページにまいります。第4条による改正でございます。第94条はたばこ税の標準課税に関する規定で、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法等について5年間で段階的に移行するものの4年目の規定でございます。

続きまして17ページにまいります。第95条はたばこ税の税率に関する規定で、紙巻きたばこ「1,000本につき6,122円」を「1,000本につき6,552円」に改めるもので、3段階で移行するものの3段階目の改正でございます。18ページにまいります。

第5条による改正でございます。第93条の2は製造たばことみなす場合に関

する規定で、平成34年10月1日施行に伴う所要の整備でございます。

続きまして第94条はたばこ税の標準課税に関する規定で、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法等について5年間で段階的に移行するものの5年目の規定でございます。

続きまして21ページにまいります。第6条による改正でございます。町税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、改正附則の改正でございます。

第4条は、町たばこ税に関する経過措置に関する規定で平成27年度にて改正しました、旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの税率を平成31年9月30日までと改めるものでございます。

22ページでございます。中段の第13項は、手持品課税に関する規定で、施行日を平成31年10月1日に改め、税率を旧3級品「1,000本につき1,262円」を「1,000本につき1,692円」に改めるものがございます。今回の改正により、紙巻きたばこ旧3級品に係る特例税率が廃止され紙巻きたばこと同率になります。なお旧3級品とは、エコーやわかばなどの6銘柄でございます。

第14項は、このたびの法改正に伴い納期限を改めるものがございます。23ページ、改正附則でございます。附則第1条は施行期日を規定するものでございます。下段から24ページ中段でございます。

附則第2条は町民税に関する経過措置を規定するものでございます。

続きまして、附則第3条、附則第4条、27ページでございます、附則第5条は町たばこ税及び手持品課税に係る町たばこ税の第1段階の改正に関する経過措置を規定するものでございます。

続きまして、附則第6条、附則第7条は、町たばこ税及び手持品課税に係る町たばこ税の第2段階の改正に関する経過措置を規定するものでございます。

続きまして、29ページ下段から31ページでございます。附則第8条、附則第9条は、町たばこ税及び手持品課税に係る町たばこ税の第3段階の改正に関する経過措置を規定するものでございます。以上で議案第39号 町税条例等の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第39号 町税条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。場内時計で2時40分まで休憩いたします。

(午後 2時23分)

(午後 2時40分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程14 議案第40号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第40号 南幌町家庭的保育事業等の設

議長  
保健福祉課長

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは議案第40号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所等の設備及び運営基準について、国の基準省令を踏まえて市町村が条例を定めているもので、当町には該当施設はありませんが、条例を整備しているものでございます。このたびの改正は、家庭的保育事業者等と保育所等との連携の中で行われる代替保育及び家庭的保育事業における食事の提供に関する規定について、国の基準に改正があったことに伴い、本案を提案するものです。別途配布いたしました、議案第40号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第6条第1項につきましては、保育所等との連携について規定しており、家庭的保育事業者等は、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならず、その確保が困難であると町が認める場合は、その限りでないとしています。第1項の各号では、連携協力の内容を規定し、下段の第2号では、代替保育について規定しており、2ページの第2項において、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合にあって、第1号、第2号の要件を満たすと認める場合には、第3項第1号で、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合には、小規模保育や事業所内保育事業を連携協力を行う者として、また、第2号では、家庭的保育事業等を行う場所において代替保育を提供する場合には、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認めるものを確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することにかえることができると規定したものです。

次に、第16条の食事の提供の特例については、本来はそれぞれの事業所にて調理を行うこととなっておりますが、特例として、連携施設や同一法人、学校給食法に規定する共同調理場などからの外部搬入が認められています。このたびの改正では、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者については、保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有し、乳幼児の発達段階と健康状況に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができると町が認める事業者からの食事の外部搬入を可能とすることを加えるものです。

次に、第45条の連携施設に関する特例については、第6条に第2項、第3項を加えたことによる文言整理による改正です。

附則の第2条、食事の提供の経過措置の第1項は、第2項を加えたことによる文言整理による改正です。次ページの第2項については、食事の提供の経過措置が適応されている事業者のうち、家庭的保育事業者については、みずからの施設での調理を行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、みずからの施設での調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とすることを加えるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で議案第40号についての説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第40号 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程15 議案第41号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第41号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

それでは 議案第41号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、いわゆる学童保育事業の設備及び運営基準について、国の基準省令を踏まえて市町村が条例を定めているものでございます。本条例の改正は、国の基準の放課後児童支援に従事する職員の資格要件が拡大されたことに伴い、本案を提案するものです。別途配布いたしました議案第41号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第9条第3項につきましては、各号にて放課後児童支援員の基礎資格等を規定しており、第4号では、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改正することで、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするものです。第10号につきましては、5年以上の放課後児童健全育成事業に従事したものであって、町長が認めた者を新設するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。以上で議案第41号についての説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

今御説明いただきましたけれども、(4)のところで免許状を有する者と書いてあります。今はいろんな問題が出てきて、この免許状がないのに、していたとかいう問題がありますけれども、その確認の方法はお考えでいらっしゃるか、1点お願いいたします。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

ただいまの御質問にお答えいたします。本来でしたら、免許の更新が必要となってくるところなんですけれども、旧条例ではその辺が明確でなかったということで、このたびは教員になる資格、教員免許状を持っていれば、この資格を有するというふうになります。ですから、更新をしていなくてもよろしいというふう

議 長  
菅原議員  
(再質問)  
議 長  
保健福祉課長  
(再答弁)  
議 長

な改正になってございます。

8番 菅原 文子議員。

今更新のお話をされていたんですけども、今現在持っているかどうかの確認方法をどのようにされるのかという質問でしたので、再度お聞きいたします。

保健福祉課長。

免許証の原本の確認をさせていただきたく思っております。

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第41号 南幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程16 議案第42号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第42号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、介護保険法施行規則等の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

続きまして、議案第42号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、町民で要介護1から要介護5に認定された方が利用することができる地域密着型通所介護や認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護などの事業所の指定要件や人員、設備などの運営基準を定めることを目的としており、厚生労働省令に準拠しています。このたびは、介護保険法の一部改正に加えて、基準省令の誤りを訂正する改正が行われたことに伴い、本条例の改正を行うものです。別途配布いたしました、議案42号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第3条の20 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針の第4号中、「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、第6号中、「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改めるものです。第4号は、基準省令の誤りの訂正、第6号は、引用しています介護保険法の一部改正に伴い改正するものです。

次に、第3条の21第5項中の改正におきましても、第3条の20第4号と同様で省令の誤りによる訂正です。

次に、第3条の40の準用ですが、第3条の20第4号と第3条の21第5項



中の改正を行うことによる文言整理でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。以上で議案第42号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第42号 南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程17 議案第43号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第43号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、介護保険法施行規則等の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

議案第43号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、町民で要支援1、要支援2に認定された方が利用することができる介護予防サービスの介護予防認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型共同生活介護などの事業所の指定要件や人員、設備などの運営基準を定めることを目的としており、先に説明させていただきました議案第42号と同様で、準拠しています厚生労働省令の改正に伴い、国の基準に基づき改正を行っております。別途配布いたしました、議案第43号資料の新旧対照表にて御説明いたします。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第4条では、介護予防認知症対応型通所介護の基本方針について規定しており、このたび、引用しております介護保険法の一部改正に伴い、法第5条の2を法第5条の2第1項に改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で議案第43号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いた

したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第43号 南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程18 議案第44号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。関係者の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(午後 2時57分)

(午後 2時58分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

局長をして朗読いたさせます。

局長 (朗読する。)

議長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第44号 固定資産評価員の選任につきましては、副町長の就任により本案を提案するものであります。選任につきまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第44号 固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

関係者の着席を求めます。暫時休憩いたします。

(午後 3時00分)

(午後 3時01分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程19 報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告につきましては、南幌町債権管理条例第15条第2項の規定により、報告するものです。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 それでは、報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告について御説明いたします。本報告は、南幌町債権管理条例第15条第1項に基づき、放棄した非強制徴収公債権等について同条第2項の規定により報告するものでございます。次ページをごらん願います。債権ごとに御説明いたします。債権の名称、公営住宅使用料。債権の額9万2,400円、債権の件数4件、債権者数は1名でございます。放棄の事由は、条例第15条第1項第4号の破産免責決定によるものでございます。続きまして、学校給食費、債権の額6万6,856円。債権の件数

17件、債権者数2名でございます。放棄の事由は、条例第15条第1項第6号の債務者死亡によるものが1件1名、債権の額は4,020円、条例第15条第1項第4号の破産免責決定によるものが16件1名、債権の額は6万2,836円でございます。続きまして、町立南幌病院診療費、債権の額1万2,870円、債権の件数1件、債権者数は1名でございます。放棄の事由は、条例第15条第1項第1号の時効の援用によるもので、本人からの申し出によるものでございます。以上合計、債権の額17万2,126円、債権の件数22件、債権者数4名、放棄の時期は、いずれも平成30年3月31日でございます。なお、別途配布しております。報告第2号資料、平成29年度債権放棄調書につきましては、ただいま御説明いたしました債権放棄の明細でございます。内容の説明は行いませんので、恐れ入りますが御通覧をお願いします。以上で報告第2号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第2号 放棄した非強制徴収公債権等の報告については、報告済みといたします。

●日程20 報告第3号 平成29年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第3号 平成29年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、報告第3号 平成29年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説明します。次ページをごらん願います。今回、御報告する繰越明許費につきましては、3月第1回議会定例会において議決をいただいているものです。内容としましては、5款農林水産業費1項農業費農業経営高度化促進事業、翌年度繰越額365万3,000円、国の補正による鶴城一期地区に係るパワーアップ事業分です。

同じく、5款1項担い手確保・経営強化支援事業、翌年度繰越額5,125万4,000円、2経営体に対する農業用機械・施設等の導入支援事業分です。

同じく、5款1項道営経営体育成基盤整備事業、翌年度繰越額805万円、国の補正による鶴沼地区に係るパワーアップ事業以外分です。いずれの事業につきましても、平成29年度内に執行することができないため、翌年度に繰り越すものです。以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第3号 平成29年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

●日程21 発議第9号 議員の派遣承認についてを議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

局 長

(朗読する。)

議 長

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程22 発議第10号 議員の派遣承認についてを議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

局長  
議長

(朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程23 発議第11号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 発議第12号から追加日程2 発議第13号の2議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第12号から追加日程2 発議第13号の2議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第12号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

石川議員  
議長

9番 石川 康弘議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第12号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第13号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

佐藤議員  
議長

7番 佐藤 妙子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いた

したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第13号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 3時21分)